

令和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 4 年 3 月 2 5 日

(第 3 2 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年3月25日（金曜日）
午前10時00分 開会 午後 5時02分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席委員

委員長	安保友博 議員	副委員長	待鳥美光 議員
委員	菅原 満 議員	委員	熊谷二郎 議員
委員	富澤啓二 議員	委員	金井伸夫 議員
委員	松永靖恵 議員	委員	富澤勝広 議員
議長	齊藤克己 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
議事課長補佐	本間 修	主 査	高橋寛子

◇本日の会議に付した案件

証人尋問（副市長 大島秀彦証人 前和光市長 松本武洋証人）
その他

午前10時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日は、本委員会の法的助言者である小林弁護士に御出席をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の流れを確認します。

本日は、2名の証人尋問を予定しております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは初めに、証人尋問の進め方について確認をします。

まず、私のほうから主尋問を行った後、各委員から補足尋問を行いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、尋問時間についてですが、説明は副委員長にお願いします。

待鳥副委員長。

○待鳥美光副委員長 尋問の時間は証人1人当たりおおむね60分から90分程度とされておりますことから、各委員からの補足尋問は、主尋問と合わせて90分以内に収まるよう御留意ください。

主尋問の関係で補足尋問の時間を調整させていただく場合がありますので、御了承ください。以上です。

○安保友博委員長 ありがとうございます。

尋問については以上のおりですが、何かございますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、証人尋問に入ります。

副市長、大島秀彦証人の入室のため、暫時休憩します。

休憩します。（午前10時02分 休憩）

再開します。（午前10時04分 再開）

〔証人入室〕

休憩を閉じて会議を再開します。

これより証人尋問を行います。

この際、大島秀彦証人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきましてありがとうございました。委員会を代表して心より御礼を申し上げます。また、本委員会の調査のため御協力のほどよろしく願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に対する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。

医師、歯科医師、薬剤師、業者、助産師、弁護士、弁理士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀、公務員の職にある者またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、申出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金を処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係があり、またあった者、証人の後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

それでは、証人は宣誓書を朗読願います。

○大島秀彦証人 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年3月25日、大島秀彦。

○安保友博委員長 それでは、宣誓書に署名、押印をお願いします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

それでは、皆様お座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証人は、体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。

また、証人は、委員に対して質疑することができないことになっております。

ただし、尋問の内容で不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、再度確認してからお答えください。

証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言は着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めらるるものでございます。証言を求めらるる事項の範囲を超えないように御注意ください。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより大島証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

この際、お諮りします。大島秀彦証人から、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申出がありますが、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、許可することと決定いたしました。

大島証人。

○大島秀彦証人 確認です。

前回、令和3年2月10日に当委員会で聞き取り調査を受けておりますので、その議事録を持ってありますので、要はそれと質問内容が重なった場合、それは前回答弁したとおりのような回答でよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 おおむねそれでよろしいと思いますけれども、後で分かるように、また繰り返しの答弁でも構いませんので。その事実が分かるように答弁いただければと思います。

大島証人。

○大島秀彦証人 答弁したとおりの形ではなくて、例えばこれで重なっているものであれば、それを、これを読み上げるといふような形でも構わないわけですか。

○安保友博委員長 先ほど申し上げたように、あくまでも尋問事項に対しては記憶に基づいてお話しいただくということが前提ですので、メモを御覧になるときには申出いただいて、これを読み上げるといふことではなくて、あくまでも御自身の記憶に基づいて御発言いただくよう

にお願いしたいと思います。

大島証人。

○大島秀彦証人 日時とかそういうものでちょっとあやふやな記憶のところは省いちゃってよろしいわけですね、記憶の範囲の中で。これを確認しなくてよろしいということですか。

○安保友博委員長 曖昧なまま発言するということではなくて、あくまでも確定したものを示したいということであれば、メモを見るということを前提として確認をしてお話しいただければと思います。

○大島秀彦証人 はい、分かりました。

○安保友博委員長 それでは、初めに、人定尋問を行います。

あなたは、大島秀彦さんですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい。

○安保友博委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いありませんか。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい。

○安保友博委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は事実を明らかにすることに努めないといけないと考えております。大島証人は事実を率直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、公益通報、内部通報に関する事項について、主尋問を行います。

平成30年12月4日に、前市長が、保健福祉部の職員から元職員の現金着服の疑いについて報告、通報を受けていますが、大島証人がそのことを知ったのはいつですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 翌日だと思います。

○安保友博委員長 それは、どのようにして知ったんでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 保健福祉部の職員が私のところに、そういう話があったということを連絡に参りました。

○安保友博委員長 それを聞いて、証人はどのような対応が必要だと考えたんでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 その後、担当職員が説明に来た後、この事件の容疑者であります、まだ確定していないんで容疑者だと思うんですが、容疑者が私のところに入ってきました。そこで、お金は戻ってくるというような内容がありましたので、そうですね、初め保健福祉部の職員が入

ってきたときには、今、職員が警察に向かっているという話をそこで一緒に受けています。それを聞いた後に容疑者が入ってきて、お金は戻ってくるという話がありましたので、私はまだ警察に行くのは時期尚早だという判断をいたしまして、警察に向かっている職員に戻るようにお話をしたところです。

○安保友博委員長 そうすると、実際に対応した内容としては、時期尚早だということで戻るように連絡をしたということで間違いはないですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい。

○安保友博委員長 もう一度確認します。

12月4日に通報に行っているはずなんですけれども、聞いたのが翌日の5日ということですが、もう一度、その日付について確認します。

大島証人。

○大島秀彦証人 私が記憶している限りでは、市長のほうに職員が話しに行ったというのは4日の前日というふうに私は記憶しております。その内容を私は確認しておりませんので、翌日にその話を、既に警察に行っているという話を聞いて、また、容疑者が私のところに来て話をしたことを踏まえまして、まだ警察まで、確定していない事項を警察に持っていくのは時期尚早だということで、戻るようという指示をいたしました。

○安保友博委員長 そうすると、12月3日の時点で市長はその話を聞いていたということでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 いや、私はそういうふうに認識しております。

○安保友博委員長 分かりました。

○大島秀彦証人 委員長、ちょっとじゃメモ見てよろしいですか。

○安保友博委員長 はい。

大島証人。

○大島秀彦証人 この委員会でもそのように答弁をして、市長が職員から口頭でこういうことがあったと受けたのが12月3日で、私に説明があったのが12月4日、それはもう警察に向かっているという報告がありました。その後、容疑者が入ってきまして、それで、そこで戻るようという指示を、私の判断で指示をさせていただきました。

○安保友博委員長 それでは、これについて前市長との対応の協議はしたんでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 当日、市長不在でしたので、緊急を要することなので、協議はせず、私の独断で戻るよう指示をいたしました。

○安保友博委員長 それでは、前市長以外の幹部職員と対応については協議しましたか。

大島証人。

○大島秀彦証人 しておりません。

○安保友博委員長 なぜ協議しなかったんでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 まず、片方だけの言い分を聞いて、市役所内部の問題を外部に出すというのは、これは問題があるだろうと。また、その容疑者、まだその時点ではこういう事件が起こっているという判断できない時点で、容疑者の人権にも関わることでございますので、両方の話を聞いて市としての判断をした中で、改めて警察という公的な司法の場に報告するべきだと判断をいたしまして、戻るように指示をいたしました。

もう既に警察へ向かっている車の移動中だということで、もう緊急を要することなので、私の判断で戻るように指示をしたところでございます。

○安保友博委員長 それでは、その日に元職員と面談をしていますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 その日というのは、いつですか。

○安保友博委員長 その呼び戻した日です。公益通報の日。

大島証人。

○大島秀彦証人 12月4日、先ほども申しましたとおり、保健福祉部の職員から、今、警察に職員が向かっていると話を聞いた後に、容疑者が私の部屋に飛び込んできたといいますが、私が呼んだわけではございません。飛び込んできて、その案件の紛失したお金は戻ってくるという話を私にしました。それだけです。

○安保友博委員長 そうすると、その場には前市長は不在だったということ、いなかった、お二人だけだったということですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 二人のみです。

○安保友博委員長 元職員からは、発言としては今お話しされた内容のみだったということで間違いないですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 これもうろ覚えなんですけど、来週の水曜日と言ったかな、水曜日にはそのお金が、検察だとか何とか言っていたんですが、定かではないんですが、そういう機関から戻ってくる話になっているということを私に伝えました。

○安保友博委員長 そのときに、それを聞いて証人はどのように感じたんでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 詳細な公益通報の内容をまだそこでは確認しておりませんが、双方の意見が食い違っているということで、これはまだ警察ですとか外の機関にこの内容を報告するのは時期尚早だという判断をいたしました。

○安保友博委員長 お金が検察とか警察から戻ってくるというような話を聞いたときに、普通

に考えたらそんなことないと思うんですけども、それを信じたといいますか、それも一理あるということで判断されたということですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 今考えれば、そういう事件が起こっている中で考えればそういう判断もできると思いますが、そういう、片方の方からそういう問題が出ていて、実際はこうだよと言われて、それを全否定することはその場ではできないと思います。それはそれで、正式な場でそれを問いただしてどういうことかを判断しないと、それが正確なものなのかどうかをその場で即時に判断することはできないと思います。

○安保友博委員長 それでは、その当日、12月4日の午後に通報した職員が、県警の本部に相談に行ったということで間違いないでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 私の指示に従わずに行ったというのは記憶にございます。

○安保友博委員長 改めて確認ですけれども、それに対して、それを聞いて、その通報に行っている職員に対して戻るように電話をかけたということによろしいですか。具体的に誰にかけたんでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 個人名で言ってよろしいんでしょうか。

○安保友博委員長 必要があれば、職名でも構いません。

大島証人。

○大島秀彦証人 当時の職名が何だったか記憶にないんですが、当時の保健福祉部長かな、保健福祉部長だと思います。

○安保友博委員長 その電話をかけた理由というのは、証人本人の判断ということは今伺いましたが、それで間違いないですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい。

○安保友博委員長 証人は電話の中で、ほかに重要な事実があったということをおっしゃるとも、それは間違いないでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい。

○安保友博委員長 その重要な事実というのは、具体的に何ですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 先ほど申しましたように、容疑者がお金が戻ってくるという発言を捉えて、そういう発言をしたところでございます。

○安保友博委員長 それでは、平成30年12月5日、その翌日、午前10時頃、前市長らと共に会計課の金庫に行かれていますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 時間等は記憶にあまりないんですが、金庫に入ったことは認識しております。

○安保友博委員長 それでは、そのきっかけ、理由といたしますか、金庫に行くことになったのはなぜでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 ちよつとうろ覚えになっちゃうんですが、容疑者のほうから、金庫の中にそのお金が保管してあるというような話を聞きまして、そういう情報が、市長のところに来たのかどうかちょっと分からないですけれども、そういう情報がありまして、市長と共にそれを確認に入ったという記憶でございます。

○安保友博委員長 金庫室のロッカーに当該現金があることが事前に分かっていたのでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 誰が分かっていたと判断するんですか。私ですか。

○安保友博委員長 そうです。

大島証人。

○大島秀彦証人 知りません。

○安保友博委員長 金庫の確認後、午前中に前市長と共に、通報した保健福祉部の職員と面談をされていますでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 したような、しないような、記憶にございません。詳しい記憶がないという形です。

○安保友博委員長 その金庫の確認の後に、実際に通報した保健福祉部の職員と面談をされていると思うんですけれども、そのときの記憶はもう、何を話したかも含めてないということで。

大島証人。

○大島秀彦証人 覚えておりません。

○安保友博委員長 そこの話の中で、前市長と一緒にその職員とお話をされているはずなんですけれども、その職員から金額の矛盾についての話があったということも記憶にないでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 先ほどから言っているとおり、記憶の中には残っておりません。

○安保友博委員長 同じ日の午後にも、同じく副市長室で前市長と共に通報した職員と面談していると思うんですけれども、それについてはいかがですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 もう3年以上前の話なので、いつ何を話したかというの、ほとんど覚えておりません。

○安保友博委員長 それでは、質問を変えます。

金庫を改めた後に、証人としてはどのような対応をされましたか。

大島証人。

○大島秀彦証人 具体的にどういう対応をしたかというよりも、お金が実際にあったということで驚いたところでございます。

○安保友博委員長 その後です、その後。実際にその話があった後に、職員と面談をされているんですけども、そのときの記憶がないにしても、どのような対応をされたのか。御本人として。

大島証人。

○大島秀彦証人 いや、それも記憶にございません。

○安保友博委員長 通報をした職員から、公益通報の書面が提出されていると思いますが、それはいつのことでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 詳細な記憶はないので、メモ見てよろしいですか。

○安保友博委員長 はい、お願いします。

大島証人。

○大島秀彦証人 公益通報の書類は12月4日付で出ておりますが、その内容の説明が実際に出されて説明があったのは、翌日の12月5日です。

○安保友博委員長 ちょっと改めて伺いますが、その翌日の5日に出されたというときのタイミングが、先ほどの通報した職員と面談したときじゃないかと思うんですけども、それについてもう一度確認します。

大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にございません。

○安保友博委員長 通報の翌日、5日に元職員と面談はされていますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にございません。

○安保友博委員長 お金がそこに戻っているという話を聞いて、金庫を改めて、その後に当本人の元職員と話をしていないという、そういう認識でしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にございません。そういう細かい質問するんであれば事前に言っていたかないと、もう3年前の記憶をこの場でたどるということは不可能だと思います。

○安保友博委員長 元職員と証人が面談したとの証言などが出ているんですけども、その面談をしているかどうか、今改めて考え直しても思い出せないということでよろしいですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にございません。

○安保友博委員長 その翌日、平成30年12月6日にも、前市長と共に通報した職員と面談されていると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 やったかもしれませんが、その内容については記憶にございません。

○安保友博委員長 そうすると、確認ですけれども、金庫を改めた後にはどういう対応をしたのか、面談をしたのか、そこで何が話されたということについても、一切の記憶がないということ間違いはないでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にございません。

○安保友博委員長 1点確認ですけれども、今回話を聞いて怪しいということをもって、要するに犯罪の可能性というものがあった中で、ほかの職員に分かるようにあえてオープンに金庫の確認をされたのはなぜでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 私の判断ではなくて、市長が立会いの下で中を確認するという判断をいたしましたので、それに従ったまでのことでございます。

○安保友博委員長 それでは、公益通報、内部通報に関する事項についての主尋問を終わります。

補足尋問がある方は挙手を願います。

松永委員。

○松永靖恵委員 本日はありがとうございます。

1点だけ確認させていただきます。

公益通報の翌日、平成30年12月5日に金庫の検査をされていますが、なぜ通報当日の12月4日ではなく翌日だったのか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 どういう意味なのか、ちょっと内容が分からないんですが、その通報というのは何を指しているの、12月4日の通報というのは。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 公益通報。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 通報というのは、公益通報が、書類上は12月4日付になっておりますが、実際に話を、その書類を持って説明を受けたのが翌日の12月5日ということでございます。

それとは別に、そのお金が金庫室にあるという話がありまして、それを踏まえてやっていますので、公益通報の内容を踏まえて金庫室に行ったということではないと思っております。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 12月4日に元職員から来週の水曜日に機関からお金が戻ってくるということで、その話を受けて警察に向かった職員に対して戻ってくるようにと指示したということでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 そのとおりでございます。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうしますと、実際に金庫にお金があったというのは、その翌日の12月5日ということでは、元職員が言っていた、来週に機関から戻ってくる、この点、矛盾するんですけれども、その点については、当時おかしいとか感じませんでしたか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 当時、そのような来週戻ってくるという話も記憶の中にあるものでございまして、当時としては、そういう疑問は持たなかったです。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今日はありがとうございます。

1点確認したいのは、今の証言の中で双方の言い分が食い違っているのですが、そのときに判断できないという云々がありましたけれども、この警察に行く指示をしたのは、市職員が市長と相談して、市長のほうからそういう発言があつて警察に行ったと思うんですね。副市長が今、御自身の判断でお戻しになったということですから、その件に関して市長とその時点で御相談されたのかどうか、どういう内容をされたのか、その確認をしたいと思っておりますけれども。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 先ほどお答えしましたが、そのときには時間がないので、私の判断で市長には相談をしておりません。私の判断で戻れという指示をしました。その後、詳細については、翌日に市長に話をしたと思っておりますが、市長に対して片方だけの話を聞いて、両方の話を整合を図ってからでないと、組織的にこういうものを外に出すのは問題があるであろうという話は市長にさせていただいて、市長はそれを了解していただきました。報告が後になったということです。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 行った方は、ある程度の認識を持って警察に行かれたというふうには判断しますけれども、じゃ、それでは、その職員が戻られてから面談をしていると思うんですけれども、その職員に対してどのような説明をされたのか、もう一度確認したいと思います。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 先ほどの委員長の質問にもお答えしたとおり、その辺の記憶はちょっとございません。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 警察まで行って、副市長の指示でお戻りになったわけですから……

〔「職員は戻ってきませんでした」という声あり〕

○安保友博委員長 質問を続けてください。

○富澤勝広委員 警察まで行って、要するに戻られたというか、多分翌日そういう話をされたんだと思うんですけども、そのときに戻った職員に対する副市長としての戻した理由があるわけですけども、その辺に対して、職員に対してのお話は記憶にないということですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 警察に向かっている電話のやり取りの中で私の考え方も伝えております。ただ、職員は、もうこれは公益通報で市長の指示をいただいているものだから、あなたの意見は聞きませんということで警察に向かっておりますので、あえてそこまで説明して、私の指示に従わなかったものに説明したかどうかという記憶はございません。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 繰り返しですけども、翌日報告を受けていると思うんですね。市長、副市長も交えて面談をされていると思うんですけども、そのときの内容はどうであったのか、それをちょっと確認したいんですけども。副市長の指示に従わずに警察でそういう相談をされたわけですから、戻らないで。翌日報告を受けていると思うんですね、そのとき市長交えて副市長はどういう対応をしたのか、その辺をお伺いしたいんですけども。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 これもどういう指示をしたか記憶にございません。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今日はありがとうございます。

以前の委員会の中でもお伺いした点と重複するかもしれないんですが、この公益通報について、その場で面談されたときに立ち上がって公益通報しますという形で公益通報を提出したというふうな証言がありました。それに対して、その場でそれを受けないというか、公益通報を受け付けなかったというのは、その御指示に従わなかったということからなんでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 その場でそれを拒否したという記憶はございません。公益通報がそもそもどういう目的かといいますと、ちょっとメモを見させてもらいますが、公益通報に関する要綱を見ますと、違法な事態を防止し、または損失を最小限に抑える公益的な職務遂行を確保するということを目的とした公益通報制度でございますので、既に警察に行ってそういう内容を報告していると。要は公益通報の目的は既に達しているということで、その時点で言ったかどうかというのは記憶はないんですが、そこでこれは公益通報には該当しないだろう、既に司法のほうに渡してあるので、その手続は取っているという判断で、これは公益通報に該当しないという判断を私と市長と市の幹部と相談をして公益通報の取扱いとしないという判断をした記憶はございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうしますと、現金が実際に出てきたことで事件性がないという判断をしたということではなくて、この時点から庁内での内部調査は始めるという判断があったかと思うんですが、現金が出てきたことで事件性なしという判断になったということではないという認識でよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 はい、事件性がないとは判断しておりません。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 12月5日に市長、副市長、あとほかに職員もいたかどうか分かりませんが、会計課の金庫に現金を確認に行っていると思うんですけども、その際、金庫の中には複数のものがあると思われるんですけども、その現金がそれだと特定できたのはなぜなんですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 紙袋に、結構分厚い紙袋のものがありましたので、それを開封して中に現金が入っているのを確認したという記憶がございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 それは複数ある中でそれが特定できたということですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 そこまでの詳細な記憶はございませんが、中を確認したところ紙袋に入った包みがあったということで、それを確認して、その中から現金が出てきたということでございます。

○安保友博委員長 すみません、私のほうから。もう一度確認ですけども、3日に前市長がその件について報告ないし通報を受けているということで間違いはないですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 私の記憶ではそうです。それで、前回の調査の中でもそのようにお答えしていると思います。

○安保友博委員長 3日から翌日証人のほうには話が来たということですけども、当日中にその話というのは、元市長から証人のほうには話はなかったんですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 ありませんでした。

○安保友博委員長 そうすると、前市長から話を聞いたのではなくて、翌日の……。

ちょっともう一回整理しますけれども、3日に前市長がその通報を受けた、そして4日に証人に話が来た。そして、その日に県警に通報に行っていて、その翌日の5日に金庫を改めたという時系列だと思うんですけども、4日に証人はその話を聞いたのではないですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 私がこの案件を一番最初に聞いたのは12月4日で、保健福祉部の職員から話を聞きました。内容というよりもこういう報告があつて、既に警察に現在向かっているところだという報告を受けました。

○安保友博委員長 そうすると、先ほどはその4日の翌日の5日というふうな話がありましたけれども、それは記憶違いで……

○大島秀彦証人 そう答えていないです。市長に話があつた翌日というのが12月4日のことです。

○安保友博委員長 もう一度確認します。

12月3日に前市長が話を聞き、12月4日に証人は話を聞き、その日に公益通報があつて、そしてその翌日の5日に金庫の確認があつたということで間違いはないでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 公益通報の通知は12月4日付であります、その内容に書面をもって公益通報があつたのは、翌日の12月5日であると記憶しております。

○安保友博委員長 先ほど元職員のほうから金が戻ってくるという話を聞いたという話がありますけれども、それを聞いて証人はどのような指示を出したんですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 先ほどもお答えしていますが、両方の意見が違って、まだこれを警察に持っていくのは早いという判断をして、警察に向かっている職員に戻るように指示をいたしました。

○安保友博委員長 元職員に対しては、何て言ったんでしょうか。その報告を受けて、それに対して何て言ったんですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 事実を確認したのみで、こちらからあえて何か指示する事項ございませんので、その報告を受けた内容を確認したということでございます。

委員長、そこでごちゃごちゃ言っている人は何なんですか。

○安保友博委員長 法的助言者の弁護士なので、これは正当な手続です。

○大島秀彦証人 じゃ、それ最初に説明して、その人から説明をさせてくださいよ。

○安保友博委員長 いや、そういうことはできませんので。これは規則で決まっていることです。

○大島秀彦証人 そもそも、これはもう昨年の委員会で答弁して日にちとか何か確認できているわけじゃないのですか。

○安保友博委員長 証人に申し上げます。証人からの意見というものは、申出することはできませんので、あらかじめ御了承ください。

12月4日は、先ほど前市長は不在だったという話がありましたけれども、終日不在だったんですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 当日のスケジュールは別の入っておりまして、業務期間中は不在でございましたと記憶をしております。

○安保友博委員長 当日不在ということでしたけれども、電話等で前市長と連絡は取りましたか。

大島証人。

○大島秀彦証人 今、思い出してきましたが、帰宅途中に容疑者からメールが入った記憶がございます。それを踏まえて、市長にも報告をしたという記憶があります。

○安保友博委員長 その内容は何だったんでしょうか。

大島証人、挙手をお願いします。

○大島秀彦証人 メールのやり取りは、ここに今、そのメールも持ってきておりませんので、どういうやり取りをしたか、そこまで詳細な記憶はございません。

既にその内容については、警察にも提出してございますので、メールの画面だとか全部警察にその資料は提出してありますので、必要があれば、そちらからそれ入手していただければと思います。

○安保友博委員長 金庫の確認の前提として、その金庫にそのお金があるという話を聞いてということですが、そのことを聞いたのはいつですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にございません。

○安保友博委員長 その連絡は市長のほうに行ったという話ですけれども、そのことについても記憶がないということでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 市長から金庫に行くという話がありましたので、それは記憶しております。

○安保友博委員長 それを聞いたのは当日、5日の朝ということですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 先ほど言った、その容疑者とのメールのやり取りが何回かありましたので、その後、どういうそのやり取りかと詳細に覚えていないので、どこでそういう判断をしたかというのは、ちょっとこの場では記憶にないという以外にございません。

○安保友博委員長 ほかに補足はありますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 ちょっと1点確認なんですけど、3日に市長が職員からの話を聞いて、それで警察に行くように指示を出している。4日に副市長は元職員の話を聞いて、そして警察に行くのを止めている。それぞれ独自の単独での判断だということだと思うんですけども、お互いにその3日の行動、それから4日の行動において、市長と副市長で対応を協議するということはなかったという事実でよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 そのとおりでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それは電話等でもなかったということによろしいですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 はい、そのとおりでございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それは、なぜかというのはおかしいですけれども、事は重大かつ緊急だと思うんですけども、それで3日も4日もお互いに単独での判断で行動されて、お互いに協議をしなかった理由というのはあるんでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 これもうろ覚えなんですけど、このやり取りを市長としたときに、市長の記憶では既に私に職員から同様の説明があったものだというので、市長は説明を受けてそれを指示したというふうに記憶をしております。

私が警察に行くのを戻ってくるようにと指示したのは、これは時間もなし、外に動いているところでございますので、市長不在でしたので、私の判断でそれはやらせていただきました。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 もう一度、現金の確認について確認しますけれども、現金の確認ってなぜ行ったんでしょうか、その理由なんですけれども、それを確認しますけれども。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 金庫に現金が入ってあるという情報が入りましたので、それを踏まえて、本当に入っているのかどうかを確認に行ったということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 第三者委員会の報告の中に元職員がそういう窃盗ですかね、そういうことを市長は認知していたというような表現があるんですけども、その12月3日の時点で。それは御存じですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 第三者委員会の報告書にそれが書いてあったということを認知しているか、それは私はないと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 ないということは、報告がないということですか。ないと思いますっていうのは。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 ちょっと質問の内容、すみません、最初からもう一度お願いします。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 第三者委員会の報告の中に、12月3日時点で要するに市長は元職員がそ

う窃盗ですかね、横領をしたということを認知していたと、市長が、そういう表現があるんですけれども、それについて御存じですかということです。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 それは市長はどのような認識をしていたかということは、私は申し上げるものではないし、私も認知できるものではないと思っております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 現金の確認は分かるんですけれども、何のために現金を確認しに行ったんでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 そういう現金がそこにあるという形で通報がありましたので、それを確認するという行為でございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 実際、市長の命で職員が警察に相談に行っているわけですよ。そういう窃盗ですかね、そういうものがあるということで。その疑いを晴らすための確認ですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 それはどのような認識で確認したか、私は認知しておりませんが、ただ、先ほどから言っておりますように、そういう情報がありましたので、その事実関係が本当なのかどうかという確認する意味で金庫の中を確認したということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 単なる現金の確認だったら、担当部長であるとかそういう方が行けばいいのかなというふうに私思うんですよ。それを市長、副市長、あるいはほかの部署の部長がいたんだか分かりませんが、数名で行かれていますよね。かなり重要だという認識があったんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺の確認です。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 まさに重要な案件だということですよ。そういう通報があって、それに関連する事項ですよ。職員が不正を働いているという情報があって、それが前提がありまして、それに付随して現金が入っているということで、それ一担当職員に任せるといった判断はないと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 その現金の中身について、現金は誰が確認されたんですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 記憶ですと、会計課の職員にお金の数を数えてもらったりですとか、全て関係者立会いの下で、オープンの中で一枚一枚、その数を数えて確認をして、金額を確認したところでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 記憶に遡りますけれども、その現金は幾らあったか御記憶にありますか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 正確な数字は覚えておりませんが、500万円を超えていたと思います。

〔「200万円」という声あり〕

200万円か。すみません、記憶がもう薄れていますので、200万、何か百万単位でそれをちょっと超えていたという記憶はございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今までの中の資料ですと、251万1,299円があったというふうに言われていますけれども、その現金について職員から何か発言がありましたか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 記憶にないですね。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 仮にですけれども、その251万1,299円が全てなくてもいいとか、そういう発言があったかどうか、実際にそれが全て保管される金額であったのかどうか、そういう話はありませんか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 その内容については、その現金とあと被害者から預かったその通帳ですとか何かいろいろ突合した後、そういう疑問は出てきたという記憶はございます。ただ、その場ではそういう発言というのは、出たもの多くを認識したというだけで、その場でそういう発言がなかったように記憶しています。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 令和3年2月10日、特別委員会での副市長の発言です。私どもがこれは公益通報に当たらず、案件の内容が刑事事件に当たるので、それは警察に任せるべきだと判断したのが12月7日でございます、というふうに発言されています。会計課のロッカーから現金が確認されて、12月5日から7日までの間、事実関係を把握するための調査を行いましたか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 何らかの調査はしたと思いますが、具体的にどういうことをやったかという記憶はございません。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 では、特別委員会でも副市長は、警察に任せるべきだと判断したのが12月7日、繰り返しになりますが、警察に任せるべきだと判断に至った根拠は何ですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 容疑者の内容がその業務上横領に当たるような内容でございましたので、それはもう司直の手に任せるしか、内部のほうで判断できるものではないという判断にしたものでございます。

○安保友博委員長 それでは、私のほうからちょっと1つお願いします。

ロッカーに現金があるということを受けて、実際に前市長、証人、それからそのほかの何名かで確認に行っていますけれども、そもそもその現金がそこにありますよという話はいつ誰が誰に言ったことが発端だったのでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 それは先ほどお答えしましたように、記憶がございません。そういうことを聞くのであれば、事前にそれを調べておいてくれということと言わないと、3年前の話をここで細々に、いつ、誰がどこで言ったかなんて覚えているわけじゃないじゃないですか。

○安保友博委員長 それでは、金額が先ほど幾ら出てきたかというのが曖昧だったと思いますけれども、かなり重要な案件だという認識がありながら、その金額が出てきた、そして、その後、面談をしたことも覚えていらっしゃらない。だけれども、その中でその職員から金額の誤りがあるということ指摘されていると思うんですけども、その点について思い出せますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 いつの時点かは覚えておりませんが、その金額にそごがあったという話は出ております。

○安保友博委員長 いつの時点か分からないとして、その話を聞いてどのような対応をされましたか。

大島証人。

○大島秀彦証人 その後の捜査については、もう警察に、司直の手に任せるという判断をしていますので、どういう指示をしたかは、ちょっと記憶にないです。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

それでは、ほかにありませんので次に進みたいと思います。

元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項です。

元市職員が保健福祉部長就任後の状況で、元市職員に物が言えるのは市長と副市長しかいないという状況で、市長、副市長でさえも、その当時、元職員をコントロールすることができないのではないかという見方が職員の間広がっていたという証言があったんですけども、その当時の状況をどのように捉えていたのでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 その当時というのは、いつのことでしょうか。

○安保友博委員長 元職員が保健福祉部長就任してから、その任を離れるまでの間です。

大島証人。

○大島秀彦証人 私がここの副市長に就任したのが平成28年ですので、ちょっとそれも記憶が曖昧なところは申し訳ないんですが、私が来たときには、もう既に部長に就任しておりまして、私も就任間近ですから、しばらくはどのような状況にあるかというのは詳細には確認できない状

況でございました。

ちょっとすみません、俺、何年からだっけ、就任したの。平成28年だっけ。

〔「間違いなければ平成27年です」と言う声あり〕

平成27年4月。

〔「はい」と言う声あり〕

○**安保友博委員長** 就任されてからしばらくは状況の把握というのは時間がかかると思うんですけども、それから、その後にもそういう状況というのは続いていたと思うんですが、最後の部分まで見たときに、証人としてはどのような状況として捉えていたのかをお願いします。

大島証人。

○**大島秀彦証人** それパワーハラスメントに当たるかどうかというのは判断できない状況でございましたが、一部の職員からそのような行為があるという申出が出ているというものは認識しておりました。

○**安保友博委員長** それでは、実際、証人におかれましては、その元職員に対してコントロールというものは可能であったのか。もちろん職としてはそうなんですけれども、事実上そういう機能していたのかどうか、確認です。

大島証人。

○**大島秀彦証人** 人事権というのは市長にございまして、私にはその人事権は一切ございません。そのパワーハラスメントの抑止策とすると、多く挙げられるのは、要は人事権を持っている者がその人事権を行使して職場を離すだとか、その被害者とパワーハラスメントをしている人を職場を離すだとかそういうものと、あとは当人に注意をすることが主になってくると思いますので、私にその権限はございませんでしたので、私とすれば職員評価の中でそれについて評価項目の中で、その職員の指導力だとかなんかにについては、私なりに判断をして評価をしたところでございます。

○**安保友博委員長** それでは、元職員によるパワーハラスメントの被害を20名もの職員が訴えた後、その後の処分というものは妥当だったのかについて伺います。

大島証人。

○**大島秀彦証人** その申出あったときに、その申出した職員のほうから強く匿名性を条件とされました。匿名性を条件とされますと、その事実認定が非常に難しい。一方的に相手方に対してそういう行為があったということを、いつ、どこで、どういう状況であったかと認定することが非常に難しい状況でございました。そこで、なかなかそれをパワーハラスメントとして認定するのは難しいという判断に至りまして、市長のその権限の中で市長から指導してもらくなり、あとは人事的な配慮を取るという形での対応を図ったという記憶をしております。

○**安保友博委員長** 元市職員異動後の保健福祉部の雰囲気や施策推進状況について、どの程度把握をされていますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 滞りなく業務は行われたと認識しております。

○安保友博委員長 平成30年4月以降、保健福祉部内で起こった継続的なパワーハラスメントについては把握されていますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 何を指して言っているのかよく分かんないんで、具体的なものを言っていたかないと、ちょっとそれを把握しているかどうかというのも記憶にございません。

○安保友博委員長 そのパワーハラスメントについて、ハラスメント被害処理委員会に被害処理の申出書を提出されていますけれども、その後、問題解決に至らないことが分かり、被害者が申出を取り下げることになったということがあったようですけれども、元市職員によるハラスメントが明らかになった後に、また起こったハラスメントに対する対応がどうだったかというところでございます。

大島証人。

○大島秀彦証人 そういう内容があったということは認識をしております、同様に市長のほうから職員に対して指導なりをしたような記憶はございます。

○安保友博委員長 元市職員の逮捕後、その部下であった職員から、組織からのパワーハラスメントがあったという証言がありましたが、それは事実でしょうか。具体的に言うと、市長、副市長に会わせないですとか、対外的業務に当たってはいけないということですとか、議会に対する業務に当たってはいけないなどなど、地方公務員法第32条に基づき、任命権者である市長の権限における職務命令だったというふうに把握しておりますが、その点いかがでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 それは容疑者のことを指しているんですか。

○安保友博委員長 いや、そうではないです。全般に職員に対してです。

大島証人。

○大島秀彦証人 いや、そのような記憶はございません。

○安保友博委員長 それでは、主尋問はこれで終了します。補足尋問がある方は挙手を願います。

菅原委員。

○菅原満委員 今日は、お忙しい中ありがとうございます。

1点だけ確認をさせていただきたいんですが、就任されてから元職員の仕事ぶりというのを御覧になられて、そういった中で一部の職員から、いわゆるパワーハラスメントがあるというような話が出ているということで認識されていたということですが、直接に職員のほうから副市長のほうに、こういうことで困っているというような話というのは直接されていたのかどうか、その点についてあったのかどうか、確認をさせていただけますでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 私に直接そういう話はございません。間接的に仄聞するという程度のもので

ございます。和光市の制度としては総務部の職員課が窓口になっておりますので、そういう事実の相談というのは一元化されてそちらに行ったり、また市長に行っているかどうか分かりませんが、私はそういう制度の中で動いているものと認識しております。

○安保友博委員長 ほかによろしいでしょうか。

金井委員。

○金井伸夫委員 本日はありがとうございます。

パワーハラスメントということで、庁舎内の職場内以外でも地域ケア会議とかそういったところで事業者に対するパワーハラスメント的な行為があったというふうに聞いているんですが、そういった話というのは副市長は聞いておられなかったのでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 先ほど言いましたように、直接そういう話は聞いていないですけども、庁内のうわさレベルの話で私もそういう認識はありました。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 庁内というか、外部の事業者へのパワーハラスメントというような行為があったということですね。それは御存じだったんですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 庁内と言っているのは、私が直接その人から聞いたということじゃなくて、そういう外部の委員たちにもそういう行為があるという話が庁内で流れているという情報を私が聞いていたということでございます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今日はありがとうございます。

マネジメントの件でちょっとお聞きしたいんですが、今、世界共通にトップマネジャーに求められる力量ということで、アメリカでMPWAという言葉があります。これは何かというと、職場を徘徊することによるマネジメント。言葉を換えれば場の雰囲気を感じ取れる、場の空気が読めること。職場の雰囲気はどうか、職場の空気を皮膚感覚でつかむと。その感じ取ったものをマネジメントに生かすというのが世界的な潮流なんですけど、保健福祉部含めて、副市長は各セクションを徘徊というところであれですかね、職場を視察みたいな形で動いたことはおありなんですか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 改めてそれを調査をするという感覚ではなくて、業務中に、格好よく言えば遠山の金さんじゃないですけども、一般の市民の方に分からないようにぶらっと歩いて、どういう環境で働いているのかというのは確認しておりますが、具体的にどういうことをやっているかと調査的な認識で回っているということはしていません。

目的としては、どういう環境でやっているかということで職場内をぶらぶらするというんですかね、庁舎内をぶらぶらするというようなことで、私なりに確認はしているところでござい

ます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今の御答弁、よく分かりましたが、定期的に回ると場の雰囲気、空気が達人レベルであると分かるという、そういうマネジメントの話聞いたことあるんですが、定期的に証人は各部署を回ってきたということでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 定期的にとというのは、非常に副市長の業務の内容から難しゅうございまして、空いている時間帯で確認をしたということでございます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 各委員から出ていました。そのときに保健福祉部の雰囲気というのは、場の空気がよどんでいるような雰囲気というのは感じ取ったということはありませんでしたでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 市民の方と直接窓口業務とか触れるところで、1階は非常に狭い内容で市民の方も入って、職員が本当にアリが動くように動き回っているような状況ですので、そういう人間関係を把握するようなことはちょっとできませんでした。非常に忙しい中で働いているという状況は確認しておりますが、その人間関係がどうであったかというところまでの認識は、そこでは持てなかったということです。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 1点確認ですけれども、元職員が保健福祉部長から教育部長に異動になっていきますけれども、その異動の理由といたしますか、これ、パワーハラスメントに関連した異動ですか。そこを確認したいんですけれども。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 今のを正確にお答えすると、公務員としての守秘義務に抵触する危険性があると思うんですが、その辺はいかがいたしましょうか。これ、公開の場でやっていますので、そういう内部的などういふ考えでやったかということをご発言することは、ちょっと厳しいのかなと。

○安保友博委員長 その点についてですけれども、特別職の公務員におきましては、地方公務員法の守秘義務を負うものの範囲として外れていますので、その点については大丈夫です。大島証人。

○大島秀彦証人 じゃ、これは守秘義務違反に問われないということで理解してよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 そうですね。
大島証人。

○大島秀彦証人 それは、まず容疑者がなかなかパワーハラスメント的、認定したわけではないですから、パワーハラスメント的行為が止まらないという中での教育部長への異動は、

そういう中での職場を離すという意味での異動でございました。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 ということは、市長も副市長も、元職員がそういうパワーハラスメントの実態があったという認識があったということですよ。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 パワーハラスメントという認定をするのは非常に難しいわけですよ、匿名性を条件にされて、実際どういう事実があったかということ限定できない中で。ただ、そういう話が何回も来ていますので、そういう行為というのが行われているんだろうなという認識はあります。そういう中で処分をするという中ではなくて、そういう行為を回避するという意味での人事的な措置であります。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私はかなり重いなというふうに思っていて、この方は保健福祉部の中で介護とか先進市として貢献してきた人なんです。その方が部署を替わってしまうんです。また畑違いの教育部局に移るわけですから、かなりそういう認識があっただけでこういう形にしたんではないかというふうに思いますけれども、一般質問の中でも、異動した先にそういう状況を確認するための監視役ではないですけども、そういう方がいたという話もありましたから、そういう意味ではかなり認識的には持っていた異動ではなかったんでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 パワーハラスメントと限定したわけではないですが、恒常的にパワーハラスメント的といいますか、そういうような強圧的な行動が行われたという認識は持って、そういう対応を取ったところがございます。

○安保友博委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、次に進みます。

その他としまして、人事評価、それから事務フローについて主尋問を行います。

元市職員に対する人事評価について、証人は元市職員が部長在任中の第1次評価者として元職員の人事評価をする立場にあったと思います。そこで、元職員に対する人事評価がどのように行われていたのか伺いたいと思います。

大島証人。

○大島秀彦証人 そのどのようということは、どういうことなんでしょうか。

○安保友博委員長 じゃ、ちょっと具体的に聞きたいと思います。

第1次評価についてですが、和光市職員評価制度マニュアルでは、第1次評価者は被評価者から能力・意欲の評価及び成果評価の評価シートを徴収した後、被評価者と基準日にヒアリングを実施をします。ヒアリングを通じて、被評価者の自己評価の妥当性を検証し評価理由を確認する。第1次評価者は、被評価者とのヒアリング終了後、能力・意欲評価及び

成果評価について第1次評価を行う。第1次評価者は、シートに評価内容を記載した後、第2次評価者へシートを提出する。第1次評価者は、評価期間中における職務行動・面接記録を参考に、被評価者の職責・経験等を踏まえ、評価項目ごとに設定された着眼点に照らして定められた方式で絶対評価を行うと定めておりますが、被評価者に対する第1次評価をマニュアルの規定どおり継続して実施したのか伺いたいと思います。

大島証人。

○大島秀彦証人 ただいま委員長が述べられたマニュアルどおりに私は実施しておりました。

○安保友博委員長 次に、フィードバックについて。

和光市職員評価制度マニュアルでは、第1次評価者は第2次評価の結果を被評価者に通知をする。評価結果を被評価者にフィードバックすることにより評価の公正を高めるとともに、職員の仕事への意欲の向上を図る。また、フィードバックにより、評価者から被評価者への業務改善や能力開発に関する助言・指導を行うとともに、被評価者の自発的な業務改善や能力開発を動機づける。第2次評価者は、評価結果を記入した評価シートのコピーを第1次評価者に渡し、第2次評価の内容を伝える。第1次評価者は被評価者に評価シートを渡し、育成を主眼に被評価者に対して助言・指導を行うと定めておりますが、被評価者に対するフィードバックを、これもマニュアルのとおり継続して実施したのか伺います。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい、マニュアルどおりの対応を取っておりますが、フィードバックというのは、職員がその評価に対して疑義ですとか考え方が違ったときは職員のほうから申出があるという形になっておりますので、私が評価したものについて、その疑義の申立てですとかそういうものは今までございません。

○安保友博委員長 それでは、部長在任中の元市職員に対する能力・意欲評価についてどのように評価をし、どのような配点をしていたのか。

元職員が職場で行ったパワーハラスメント行為の勤務態度と両立し得ない評価項目と着眼点6項目を選択して質問したいと思います。

まず初めに、評価項目のサーバント・リーダーシップについて。

着眼点は、「メンバー個々の資質を正しく理解し、存分に活躍できる環境を整え、教え導いて動機づける」という項目についてはどのような評価をしていたのでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 総じていえば、非常にやる気があって、あと自己顕示欲の強い職員であるという認識はしておりました。それを各項目でどのように評価したかという記憶はございません。

○安保友博委員長 今、6項目聞こうと思ったんですが、2つ目、評価項目の人材育成力について、着眼点は、「OJTを通じてメンバーの知識やスキルを高めるとともに、積極的な研修会を受講する機会を与え、自発的な自己啓発意欲をサポートする」については、どのように評価していたのか以降あるんですけれども、その細かいところは覚えていないという認識でよろ

しいでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 はい、そのとおりでございます。

○安保友博委員長 それでは、総括的な話を聞きますが、全般として同期、部長職にある人と比較したときに突出して高い評価であったとか、そういう何か特徴があったという記憶があれば、それについて伺いたいと思います。

大島証人。

○大島秀彦証人 このような不祥事が起こっている状況で皆さん判断されていただくと困るんですが、通常の職員に比較して非常に高い能力・スキルを持っている職員であると。突出してというのは分かりませんが、職員の中では非常に高い能力を持っている。また、そのやる気ですか、先ほど言いましたように、ちょっと自己顕示欲が強いなというところはありませんが、能力もやる気もある職員だというような認識はしております。

○安保友博委員長 それでは、続きまして事務フローのほうに移ります。

注意や指摘を受けたときに、「部長がこういうふうに言いました」、または「部長の指示です」というふうに職員が答えることが多くなっていたことに気づいていたでしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 比較するのが、いつからいつの間はどう変わったかということがないと、客観的にどう感じたかというのは、ちょっとお答えすることは難しいと思います。

○安保友博委員長 それでは、改めて。「部長がこういうふうに言いました」とか「部長の指示です」というふうにして、「部長がそう言ったから私はこういうふうになっているんだ」という職員がいたということの認識はありますか。

大島証人。

○大島秀彦証人 それは保健福祉部に限ってでしょうか。

○安保友博委員長 はい。

大島証人。

○大島秀彦証人 保健福祉部だけではなくて、和光市の職員としては比較的そういうような発言はあったふうに認識しております。

○安保友博委員長 そうした場合に、前市長、副市長におかれましては、元職員に直接指摘・指導するということはあまりなかったというふうなことですけれども、それも事実でしょうか。

大島証人。

○大島秀彦証人 いや、市長はどうしていたか分かりませんが、私はその場で正しい考え方に訂正するように、部長に直接言うのではなく、その場で決裁、説明に来た職員に対して、これはおかしいからちゃんとこうしなさいという指示は全部してきました。それによって、全てそのような形で修正されたものが再度私のところに上がり、それで私は決裁をしております。

○安保友博委員長 そうすると、おかしいということを直接その職員に言ったとして、その元

部長がそういう判断をしたということについて、直接指導するということはなかったということでもよろしいですか。

大島証人。

○大島秀彦証人 部長が言ったとしても、組織でその判断をしているものですから、組織の職員に対して指導をして、それが是正されて返ってくるということは、組織にそういう指導が行き渡っているものと私は認識をしております。個人に対してどうということではなくて、その部局部局の組織に対しての過ちを訂正するような指示をしておりますので、個人的にどうこうということではございません。

○安保友博委員長 それでは、その他については主尋問はこれで終了します。

ほかに補足尋問ある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 先ほど、人事評価のフィードバックについては、相手方から申出なりそういうことがない限りしないというような証言だったと思うんですが、和光市の職員評価マニュアルでは、必ず被評価者に対してフィードバックするというような言い方になっていると思うんですが、そうではないのでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 フィードバックというのは、それに対して口頭で説明したかではなくて、評価書をオープンにして提出をすると。それを見て自分に対する評価に疑義があるといったものが返ってきて、そこでは口頭で説明するというので、評価書をオープンにするということが、もうそのフィードバックの一環でございますので、フィードバックというのが全て説明を伴うというものではございません。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 ちょっとマニュアルを見る限りでは、そういうニュアンスではないかなと思うんですが、副市長の認識ということで分かりました。

それから、先ほど意欲評価については、何点か項目を挙げさせていただいたんですが、個々については、記憶されていないということなんですが、例えば評価項目の中には、自己管理能力というものがあって、この着眼点は「怒り、いらいら、恐れ、ストレス等の不安定な感情を自己コントロールし平静な精神状態で業務に臨む」というような評価項目なんですね。そうすると、これまで複数の証人から証言を得た、その容疑者に対するパワハラ行為については、こういった自己管理能力が物すごく欠けていたのではないかと思うわけなんですが、こういったところの配点について、相当低い配点になったはずだと思うんですけども、そこら辺は、副市長はどうお考えでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 そういう認識はございますが、具体的にどう評価をしたかという、部長職で十四、五人の部長職の評価と課長職全員の評価をしていますので、個々の職員の個別の1項目

についてどう評価したという記憶はございません。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 同じ評価の観点で、職場安全配慮について着眼点を「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の職場ハラスメントや公務災害の防止や除去に取り組む。」などの項目があるんですが、実際に副市長のほうから、そういったパワハラがあったというような情報というか、そういうのは認識していたという話をお伺いしましたが、それもこういう視点からの評価、どのように評価したかは記憶にございますか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 どのように評価をしたかということというんですか、どういう配点をしたかというのは記憶はありませんけれども、評価する際にその内容については考慮しております。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 またマネジメントの関係でお聞きしたいんですが、組織の最下層にいる若手職員の立場からすると、よく人の姿が分かるという、そういう言葉があります。簡単に言うと、上司は部下を知るのに3年かかりますが、部下は上司を知るのに3日で足りると。要は、最下層にいるときに舞台裏がよく見えると。

残念ながら、元職員に関しては、裏と表を使い分ける露骨な操作主義、また、気分次第で部下に接する、暴言、厳しい叱責、そういうのを今までのこの委員会でもよく聞いております。一方で、和光市の管理職の方、立派な方もたくさんいらっしゃいます。いわゆる後ろ姿で多くを学べる、市民に対しては誠実に接する、部下を一人の人間として遇する、また、部下の心を深い思いで支える上司も和光市にはたくさんいると思いますが、残念ながら元職員に関しては、この上司のおかげで自分の今日があるという思いの職員からの声は聞こえませんでした。要は、厳しく部下を指導はするんですが、部下に対する愛情が欠落していたのではないかと、中間管理職の方は見て見ぬふり、保身ではないかという、そういう声も聞いておりますが、元幹部職員の上司に対してのトップマネジャーである副市長のマネジメントはどう評価しているのか、どういう意見があるのか、御教示していただければと思います。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 それは、私が認識しているように、例えば、管理職の部下の指導に対するやり方を私がどう認識しているのかということによろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 続けてください。

○大島秀彦証人 委員長、かなり私の主観が混じりますが、よろしいでしょうか。

○安保友博委員長 はい、状況に応じて大丈夫です。

大島証人。

○大島秀彦証人 和光市の風土としては、非常に職員間が仲よしといいですか、お互いが指摘し合ったりするということではなくて、非常に人間関係を大切にするというのが職場風土にあ

るのかなというふうに認識をしております。

そういう中で、どうしてもそういう自己顕示欲が強いとか、やる気があるという職員については、異端の目が向けられるということもあるかと思っています。ただし、今回の不祥事のような背景を考えますと、そういうところが非常に多く残っているのかなと思っています。

今回、先ほど言いました公益通報にしても、日にちが12月4日付で出されておりますけれども、事件が起きたのはその3年半も前のことなんです。それまでに何らかの通報があれば、これだけの事件の広がりというのは、事前に抑えることが可能であったと私は考えております。そこが、私はこの組織の一番の問題であると思っています、その3年半なぜ黙っていたのか。3年半後に出された公益通報の内容を見ますと、メモを取ってあったり、事細かに当時の状況が記載されております。それを3年半もの間、自分の懐にしまっておいて、なぜこの時期に公益通報と称してこれをオープンにしたのか、そういう職場環境が私は一番の問題であるという認識をしております、職員に対してもそういう保身に走るなど。要は、制度、システムの中に流されるなという話をしております。制度に流されると、人間、物事を考えなくなるんです。思考が停止をして、その制度、細かく分業化された中での自分の目の前の仕事だけをしてしまえば、全然、私は関係ないよという認識が出てきますので、そういうものを是正するために、私は、職員には常々そういうシステムに流されずに、自分の頭で考えて物事を判断するように、私からは指導をしております。そういうところが、この市役所の組織で一番欠けているところだと思っています。

ちなみに、この公益通報が提出されました12月4日付ですね。その前に、どういう状況が起こっていったかといいますと、被害者の親族の方から、そのお金の明細がどうなっているのかという問合せが窓口に来ておりまして、非常に職員が問合せに答えるような状況ができていなかったと、非常に苦慮していたと。そういう中で、こういう公益通報が出てきたということも認識をしていただきたいと思います。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの事務フローのところ、職員が副市長のところ、決裁を得られずに、指摘等を受けた際に、部長がこういうふうに言いました、部長の指示ですというふうな答えが多くなっていたということなんですけれども、一方、職員の側から見て、そこで決裁が得られないと、そのことを元職員に説明するのが非常に苦痛なので、とにかく決裁さえ受けられればいいというふうに思考停止していったということは、証言として出ております。その際に、市長や副市長が元職員に直接に注意をされずに、その職員にそのことを指摘して決裁をしないということになると、職員の方たちは、当然、元職員にそのことを説明して出し直しということになるわけです。そこで、壮絶なハラスメントが起きていたという事実もあったようですし、また実際、元職員が直接説明に行けば、そこで決裁が受けられた事例もあったというふうに聞いております。そうした状況に、決裁の際に指摘をする状況の中で、そういったことは数少な

くはなかったと思うんですけども、何か気づかれたというふうなことはなかったんでしょうか。

○安保友博委員長 大島証人。

○大島秀彦証人 具体的にはないですけども、例えば容疑者だけではなくて、担当部長が私の指示したことに承服できないというのであれば、部長自らが私のところに入ってきて、説明なりをしておりますので、それについて私と部長職の者で議論をして、私が相手の意見を認めればそこで決裁をするし、私もこういう性格ですので、駄目なものは駄目ですので、それについてはそこでちゃんと指導をして、理解をしていただくようにしております。

個々に、その背景としてそういう行為が、パワーハラスメントがあったのかどうかというのは、非常に数が多いございますので、個別の職員間の話全部、私は把握しているわけではございませんので、そこまでの配慮をすることは、ちょっと私にはできなかったということで認識をいただきたい。

○安保友博委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ほかにありませんので、以上にて、大島秀彦証人に対する尋問は終了とさせていただきます。

大島証人におかれましては、本日は大変長時間にわたりましてありがとうございます。これにて、退室をいただいて結構でございます。

〔証人退室〕

休憩します。(午前 11時46分 休憩)

再開します。(午後 1時30分 再開)

それでは初めに、証人尋問の進め方について確認をします。

先ほどと同じく、私のほうから主尋問を行った後に、各委員から補足尋問を行います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、証人尋問に入ります。

前市長、松本武洋証人の入室のため暫時休憩します。

休憩します。(午後 1時31分 休憩)

再開します。(午後 1時31分 再開)

〔証人入室〕

この際、松本武洋証人に一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきましてありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

また、本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に対する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。

医師、歯科医師、薬剤師、業者、助産師、弁護士、弁理士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀、公務員の職員にある者、または、これらの職にあつた者がその職務上知った事実であつて、黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、技術また職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金を処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係があり、またあつた者、証人の後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立をお願いします。

〔全員起立〕

それでは、証人は宣誓書を朗読願います。

○松本武洋証人 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年3月25日。

○安保友博委員長 それでは、宣誓書に署名、押印をお願いします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

それでは、お座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証人は体験した事実を述べるのであつて、意見を述べることはできません。

また、証人は委員に対して質疑をすることができないことになっております。ただし、尋問の内容で不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、再度確認してからお答えください。

証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言は着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。証言を求める事項の範囲を超えないよう御注意ください。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

この際、お諮りします。

松本武洋証人から、証言を行うに当たり、メモ等を参考にしたいとの申出がありますが、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、許可することに決定しました。

これより松本証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことといたします。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは、松本武洋さんですか。

松本証人。

○松本武洋証人 はい、そのとおりです。

○安保友博委員長 次に、住所、職業、生年月日について事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

松本証人。

○松本武洋証人 はい、そのとおりです。

○安保友博委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項について伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければいけないと考えております。松本証人は、事実を率直に述べていただき、知らないことは知らないと正直にお答えいただければ結構です。よろしくようお願いいたします。

まず初めに、公益通報、内部通報に関する事項について伺います。

まず初めに、保健福祉部の職員から、元職員の現金着服の疑いについて報告、通報を受けたのはいつのことだったでしょうか。

○松本武洋証人 ……

○安保友博委員長 記憶を頼りに答弁いただきまして、もし必要があれば、メモを見てという

形にしていただけるとよろしいかと思えますけれども。

○松本武洋証人 ……

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 平成30年12月3日だというふうに存じますが。

○安保友博委員長 12月3日ということですが、そこで具体的にはどのような報告、通報を受けたんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 複数の職員が公益通報ですということで、生活保護の受給者のお金に関するやり取りに関して不審なことがあるという、そういう話だったというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 それに対して、どのような指示をされたんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 まず、元職員に対して状況の確認をしてくださいと。そして、怪しいところがあったらそれを警察に通報するよという、そういう話だったというふうに思います。

○安保友博委員長 それで、どうしてそのような指示をされたんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 これは言葉が適切か分かりませんが、非常にその内容が荒唐無稽といいますか、通常であれば、ちょっと考えにくいような状況の話であったということで、いずれにしてもそのような、要するに、内容が事実であれば犯罪行為であろうということ、そしてその際は、警察に係ることではないかというふうに考えたので、そのように警察に相談をするよという指示をしたというふうに記憶をしております。

○安保友博委員長 そのような報告、通報を受けて、証人としてはどのような対応が必要だと考えましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 まずは、警察に相談をして、何しろたしか特捜がとか、そういう非常に普通では考えられないような話でしたので、まずはそういったところを相談に行くことで、司直の目で考えるとどうなのかというところをしっかり確認する必要があるというふうに考えました。

○安保友博委員長 実際には、それに対してどのような対応をされましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 実際に……警察に通報するよという指示をしたわけですが、その後やはり怪しいということで、警察には職員が相談に行ったんだというふうに認識をしております。

○安保友博委員長 その日、副市長とは対応について協議はされましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 まず、職員が通報という形で私のところに来た際には、たしか副市長がいないタイミングだったので、私としては当然そういう相談が来る前に、何らかの形で副市長にも情報は行っているのかなというふうに思いましたので、副市長はいない状態でしたが、まずは、

要するに緊急で警察に相談をするほうがいいだろうと、そういうふうを考えて、警察に相談だというふうな指示をしたというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 それでは、副市長以外の幹部職員とは対応について協議されていますか。
松本証人。

○松本武洋証人 どの段階から、誰と相談をしたかというところについては定かではありませんが、途中の段階で幹部職員と協議は行いました。危機管理監であるとか、あるいは部長級の職員と相談をしたということでもあります。

○安保友博委員長 そのときの協議の内容というのは、どのようなものでしょうか。
松本証人。

○松本武洋証人 このときにこういうところは、今、記憶にはないわけですが、ただ、協議の内容としては警察への相談のこと、それから、要するに、元職員の反応の報告を受けて事件性の認識をしたものですから、弁護士とも相談をする必要があるという、そういう話合いをしたというふうに認識をしております。

○安保友博委員長 この日には、当該元職員とは面談したりとか話をしたりというのはありましたか。
松本証人。

○松本武洋証人 これ私の記憶ですが、その通報のあった当日に当該職員と会ったか、翌日か、ちょっとそこは記憶が定かではありませんが、当日か翌日に、翌日だったというふうに思いますが、当該職員が秘書広報課のほうに来たという記憶はありますが、それが当日だったか、翌日だったかは、今、記憶の中では定かではありません。

○安保友博委員長 その、今、秘書広報課に来たというお話でしたけれども、その話の場には誰がいたんでしょうか。副市長は同席されていますか。
松本証人。

○松本武洋証人 ちょっとそこは、誰がいたかというのは、今、思い出すことはできません。

○安保友博委員長 そうすると、二人きりでというお話ですかね。
松本証人。

○松本武洋証人 二人きりで……これ曖昧で大変申し訳ないんですけども、そのタイミングの前だったか、後だったかに……私が二人で会ったということがないのは間違いないと思いますが、そこに誰がいたのか明確に思い出すことはできないんですが。

○安保友博委員長 そこで、どのような話をしたのかというのは分かりますか。
松本証人。

○松本武洋証人 これもどのタイミングで、どういう方法で、私にその話が伝わったかというのが、すみません、記憶がないのと、記憶もちょっと飛んでしまっているんですけども、ただ一つ、キーワードとして覚えているのは、特捜云々みたいな話を申し開きでしていたようには記憶しております。

○安保友博委員長 その話を聞いたときに、どのような感想を持ちましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 その話を聞いたときの感想というと、ちょっと記憶にはないんですが、ただ、お金がありますという話、あるいはありましたという話というのは、そのあたりのどこかのタイミングで彼から私に伝わったわけで、それを踏まえて、では、まず、すぐにその状況を確認しなければならないというふうに思ったという、そういうことはよく覚えております。

○安保友博委員長 翌日の12月4日の午後、通報した職員が県警本部に相談に行ったということで間違いはないですか。

松本証人。

○松本武洋証人 そのように記憶しております。

○安保友博委員長 先ほどのお話だと、3日に話を聞いて翌日に通報に行ったということですが、その1日に間に何があったんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 要するに、相談を受けて、そして、不審なことがあったら言ってくださいということで、翌日にやはり怪しいので行きますという報告を受けた間には、特段の変化というか、動きはなかったように記憶しておりますが、何かをしたという記憶はないです。

○安保友博委員長 県警本部にも相談に行っているときに、副市長から行っている職員に対して、戻るように電話をかけたということは把握されていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 はい。電話をかけたということを副市長から報告を受けて、そこの記憶が曖昧なんですけど、要するに、私としては、副市長は承知をしているものだという認識があったように思うんですが、そこで行き違いというんでしょうか、副市長は全く、要するに、私に入った報告が、副市長には事前には入っていなかったんじゃないかというふうに思うわけですが、電話で副市長が連絡をしたんだという話を、その後で私は聞いたというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 県警本部に相談に行った日、4日には証人は登庁されていなかったか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっと記憶だけでは、当日の役所にあるスケジュールを確認すれば分かると思いますが、何らかの形で4日に役所に来ているのではないかと思います。そこは、すぐに確定的にこうでしたというのはお答えはできません。

○安保友博委員長 確認ですけれども、4日は登庁されていなくて、副市長が登庁されていたので、副市長が電話をかけたということではないですか。

松本証人。

○松本武洋証人 そこは、ちょっと、今、手元のものでは分からないのと、登庁していたかどうかというのは、私は今すぐには分かりかねます。ただ、市長業務ですので、非常に出たり入

ったりがあるものですから、12月4日は平日ですので、何らかの形で役所に来たり、あるいはいろいろな対応をしていた可能性はありますが、今、そこは手元のものでは分かりません。

○安保友博委員長 副市長は、なぜ戻るような電話をかけたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 私が報告を受けたところでは、片方の言い分、いわゆる元職員の言い分だけで、要するに両方の言い分を聞いていない中で、いきなり警察というのが、それが本当にそれでいいのかというふうな認識を持ったというふうに私としては認識をしております。

○安保友博委員長 そうすると、電話をかけたこと自体は松本証人からの指示ではなくて、副市長の独自の判断で行って、その後、事後報告を受けたということではよろしいですか。

松本証人。

○松本武洋証人 私が電話をかけろという指示をしたという記憶はありません。そして、その報告を受けて、私としても、確かに本人には確認しないまま警察というのが、判断としてどうだったのかというのは、私も考えたところではあります。

○安保友博委員長 副市長は、電話でほかに重大な事実があったというふうに言っているようですけども、その重要な事実というのは何のことでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっと時系列が私も定かではないのですが、重大な事実がその近辺であったとすれば、これタイミングを私は思い出せないんですけども、本人からのお金がありましたという、そういう話ではないかというふうに思いますが、断定的にこうだと申し上げることはできません。

○安保友博委員長 その翌日、平成30年12月5日午前10時頃、副市長らと共に会計課の金庫室には行かれていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 副市長と複数の職員と共に会計課の金庫室に行きました。

○安保友博委員長 どういうきっかけ、または理由で金庫室に行くことにしたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 お金があったという話が私のところに入ったために、それを確認するという意図であります。

○安保友博委員長 その情報は、いつ、誰から入ってきたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 いつ、誰からというのを明確に今、思い出すことはできませんが、お金がそこにあるということの情報を踏まえて、速やかにそのような行動を取ったというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 ちょっと分からないんですけど、4日に金があったというような話がもう既に出ているにもかかわらず、その翌日になって、5日にロッカーを見に行っただというのは、ど

ういう経緯だったんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 お金があったという情報が何日何時だったかというのは、ちょっと今、記憶が手繰れないのですが、ただ、お金があったという情報を踏まえて、申し訳ないです、4日か5日かというのは、これは分かりません。ただ、その情報を踏まえて、私としては速やかに確認をしたように記憶はしているのですが、それがいつの情報を踏まえてこうだったというのは、今、思い出すことはできません。

○安保友博委員長 4日の公益通報に行っているときに副市長が電話をしているわけですが、その日のうちに、その話を証人は聞いていなかったということですか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっとその時系列が、私としては今、思い出せないのと、あと、何日の何時頃にこのようなことがあったというところのメモが取れていないので、その部分の復元ができない状態です。

○安保友博委員長 通常であれば、怪しいということが発覚したのが4日であるとすれば、もしくは前日の3日であるとすれば、金庫にお金があるということを言われたときに、速やかにその日のうちに確認をしなければ、隠蔽工作ができるのではないかというふうなことは思わなかったんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 これ明確に何時にこういう話があって、何時にやりましたということはないんですが、ただ、隠蔽工作とか、そういったことがないように速やかに行動したというふうには記憶をしているのですが、それが何時にその情報を得て、それを踏まえて何時に現場を確認したというところが、ちょっと今、私の記憶では復元ができません。

○安保友博委員長 それでは、金庫室に行ったときの話ですが、行くときには、ロッカーの中に現金があるということが事前に分かっていたんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 何らかの形で、そこに現金があるという情報を踏まえて行っていますので、何らかの形で現金がそこにあるのだという情報を踏まえて、現場の確認に行ったということでございます。

○安保友博委員長 金庫室のロッカーの鍵の件ですが、それが、ほかの証言からは、市長がその鍵だ、その鍵だという指示があったということがありましたけれども、どの鍵かどうかということも分かっていたということでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 事前にどの鍵だという情報も含めて、お金があるという情報とセットだったというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 金庫室で金庫から現金を発見する様子を、御自身のスマートフォンで撮影

はされていきましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 これ大変恥ずかしい話ですが、撮影をしたつもりで機械を操作したのですが、実際には映像が撮れていませんでしたので、スマートフォンの撮影をしようとしたということは非常に鮮明に覚えておりますが、終わったところで、これ多分動画を撮影しそびれたときに、止めたと思ったら録画が始まる状態になる状態がよくあると思いますが、そのような状態になってしまったということでございます。

○安保友博委員長 それでは、実際撮れなかったということですが、どうして、その理由ですね、動画撮影の理由について教えてください。

松本証人。

○松本武洋証人 金庫の状態というのが、要するに今回の行為が犯罪に絡むことであつたりするとすれば、非常に重要だというふうに考えましたので、念のため証拠ということで撮影できればということで、ビデオ撮影を試みたということでございます。

○安保友博委員長 金庫の確認の後、午前中に副市長とともに通報した保健福祉部の職員と面談をされていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 そこは思い出すことはできません。

○安保友博委員長 その面談の中で職員から、出てきた現金の金額がおかしいというような、そういう指摘があったことは覚えていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 面談のときというところかどうかというのは分かりませんが、確認をした後で、数字が合わないんだという話を何らかの形で認識したのは事実でございます。

○安保友博委員長 午前中の面談で金額についての指摘があったということがあり、その日の午後、改めて面談をされていると思うんですが、それについては思い出しませんか。

松本証人。

○松本武洋証人 今、ここでその記憶を手繰ることは不可能な状態になっております。

○安保友博委員長 それでは、公益通報の書面、市に対する通報自体ですけれども、この書面が提出されたのはいつですか。

松本証人。

○松本武洋証人 公益通報の書面が提出されたタイミングと公益通報ですということで職員が複数来たときのタイミングというのが、どういう関係だったかというのは思い出すことはできないのですが、公益通報ですという、そういう申出があったことと、それから、何らかの書面を受理したというか、示されたということは記憶しております。

○安保友博委員長 その通報があつた日以降で、元職員と面談をしたり、話をしたことはありますか。

松本証人。

○松本武洋証人 最初のほうの質問で申し上げましたが、直接秘書広報課に来たことがありました。ただ、それがいつだったかというのは思い出せないのですが、直接秘書広報課に来たことがあったこと、それから、別途個人の携帯電話に電話がかかってきたことがありました。

○安保友博委員長 それはいつですか。

松本証人。

○松本武洋証人 今、その電話がもう既に別の機種になっておりますので、それについては、今、持ち合わせておりませんが、電話がかかってきたことは覚えております。

○安保友博委員長 その電話の内容はどのような内容でしたか。

松本証人。

○松本武洋証人 先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、特捜云々という話だったというふうに記憶しております。また……そうですね、特捜だとか、そういう話だったというふうに思います。

○安保友博委員長 ロッカーを改めた日、5日ですけれども、その翌日12月6日にも、副市長と共に通報した職員と面談されていると思いますけれども、これについても思い出せますか。

松本証人。

○松本武洋証人 どの日の、どのときに、どういう話をしたのかというのが、今、手元に記録がなかったり、私の中でも記憶を手繰ることができない状態です。

○安保友博委員長 そのときには、もう既に公益通報が終わった後ですけれども、その通報した職員からはどのような発言があったのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 どのタイミングのときに、どの話だったかということは、ちょっと記憶を手繰ることはできませんが、ただ、公益通報であるということ、それから、いわゆる今回の被害者の事案の中身についての説明があったというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 それでは、主尋問はこれで終了します。

補足尋問がある方は挙手を願います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 本日はありがとうございます。

まず初めに、12月3日に市長のほうへ職員から通報があったということで、そのときに、市長は元職員の状況を確認してくださいよ、なおかつ怪しかったら警察に通報してくださいよという指示をされたということになっておりますけれども、本来ならば、元職員への確認とか、警察への通報というのは市が行うべきではなかったかなと私は思うんですよ、担当部長ではなくて。なぜそういう判断ができなかったのか、その辺についてまずお聞きしたいです。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 これ、後からの判断として、いわゆるどの組織の系統で対応すべきかという

ところについては、いろいろ考え方はあると思いますが、状況を詳しく知悉していて、警察に状況が説明できる人があくまでも相談に行くという、そういう認識でございました。ですので、警察に、結果的に通報の第一歩になったというふうには認識しますが、とにかく非常に最初の話が不可解な話でしたので、まず、そういったことがあり得るのかどうかをやはりプロの目で精査をするには、警察に相談に行ってもらうのが一番だろうという中で、当事者に、担当部長に行ってくださいという話をしたというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 ただ、よく分からないところは、12月4日の午後に警察に行きますけれども、その段階では、要するに通報された方は、しっかりした調査をして警察に行かれたと思うんですよね。その時点での判断でも市は何も対応していないんですけれども、先ほどの御答弁、証言の中にも、事件性の認識を持っていたというお話をされていますので、では、市としての対応はどうであったのかなというのが、ちょっと一点、疑問なんですけれども。

少なくとも12月4日の時点で対応すべきじゃなかったのかなと。要するに、一職員、一担当部長に任せるのではなくて、その辺はやるべきだったと思うんですけれども、市がどうしてこういう対応をしてしまったのか。その辺がちょっと疑問なんですけど、もう一度御答弁いただきたい。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 市の職員として相談に行っていたので、組織としての対応であるというふうに私は認識をしております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 組織としてですけれども、組織、部長の任命権者は市長なので、市長の責任であると思うんですよ。それを担当職員が行くというのはどうであったのかなと。市長の責任として、任命権者として対応すべきではなかったのかなって思うんですよ。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 まず、相談ということで行ってもらいましたので、組織として行くにしても、担当者が状況に詳しい中で、警察に状況をつまびらかに説明する中で、警察の目から見て怪しいというか、事件性があるのであれば、それを含めて警察と引き続きやっていくという形になるわけですが、まず、事件性の認識という意味で言うと、怪しいというか、疑わしいというところの段階で、もしかしたら警察に行った時点で、その話であれば、いや、そうではありません、大丈夫ですよという可能性もありますので、まずは警察に相談するのが第一だというふうに考えたわけでございます。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 本日はありがとうございます。

公益通報が示された段階で、その内容というのは全く予測をしていなかった、驚天動地のよ

うなことであったのかをまず確認させてください。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 公益通報ですという言葉の後に説明された内容、一言一句、私は初めて聞く内容でした。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 その段階で公益通報については受理をされていなかったと思うんですけども、通報した職員の皆さんが、通報したこと自体を、そのときの市長が不快に感じていると思わせるような対応をしたという意識はありましたでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 公益通報をしたということで不快に感じるという、そういう話は一切なくて、むしろその場で報告された内容に非常に驚いたというか、要するにそんなめっちゃくちゃなことがあったのかということで、非常に衝撃を受けたという記憶はありますので、それがどういう表情に出たかというのは、私はちょっと知り得ないところではありますが、衝撃を受けたのは事実でございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 ありがとうございます。

現金が出てきたと思われるロッカーは、ふだんは施錠をされていますが、当時そのロッカーを開けるための鍵は、誰がどのように保管をされていたか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 鍵の保管の状況については、これまでの委員会等で報告されたとおりのことではあると思いますが、少なくとも担当の者以外でも、鍵を開けられる状況になっていたということを……何というんでしょうか、そういう状態だったということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 担当の者が開けるような状況というのは、これは長寿あんしん課のロッカーだと思います。その鍵の保管というのは、恐らく課長が保管していたと思いますが、その件、もう一度、内容がちょっと分かりづらかったので御説明をお願いいたします。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 鍵の状態がどうであったかというのは、既に議会等で御答弁させていただいているところで、私は今、それをすぐにつぶさに思い出すことはできませんが、議会で報告されている内容で合っていたというふうには思います。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 証人はロッカーの鍵の件で、そのロッカーの鍵を保管している人に直接求めるものではなくて、不在のときに保管者の机の中を検査して、鍵を持ち出した。そしてそのときの状況を、御自身の携帯電話で録画をしていたという証言がございました。まず、この証言が事実であったかの確認。それと録画の目的を伺います。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 実際に鍵を開ける状況については、私は録画をしようと試みましたが、またそれは、何らかの形で鍵を開けたときにそごがあった場合、あるいは何か課題があったときに、鍵が閉まっている状態から出してきたものがそれであるということが明確に証拠に残ったほうが、これは今後の検証上、いいのではないかとというふうに私は当時判断したということで、そのような試みをしたわけですが、大変恥ずかしい話ですが、写っていなかったということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 では、先ほど、ロッカーの鍵、開けたときも録画がされていなかったと。これも同じように録画されていなかったんですか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 当日の録画ができていなかったということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 分かりました。

職員の机を検査するときに、当時の保健福祉部長、または地域包括ケア課の職員には、調査の理由とか目的というのをお話はされましたか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 その点についてはちょっと思い出せないのですが、ただ、私が覚えているのは、お金がありますということと、鍵の、この鍵ですよという話というのがセットで情報としてあったということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 先ほど、市長、副市長が複数の職員を連れて行かれたという、その前にロッカーの鍵を取りに行ったかと思うんですが、周りにいた職員というのは、それを見たときにやはり非常事態だと思われたかと思えます。それでも理由を明かさずに調査を行った事実というのは、どうしてなのでしょう。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 理由を明かさずに調査を行ったというふうに、意識的にそのようにしたということではなくて、結果的にその場で理由を言ったかどうか、ちょっと私もそこは定かではありませんが、ただ、あえて理由を明かさずに調査をしたとか、そういう意識をして、そのようなことになったのではないのは間違いないと思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 金庫のお金の関係ですけれども、12月5日にされているということで、12月5日は12月定例会開会中で、総括質疑があって、その後に行かれたのではないかなというふうに推測しますけれども、ちょっと不思議でならないのは、通報者は現金に対して分かっていますね。なおかつ、聞き取りをしているので当事者も知っています。なおかつ、では、市長に金

庫にお金がありますよって言える人物って誰かなと今考えたときに、1人しかいないんじゃないかと。本人しか。そういうふうに思われるんですけども、その辺は誰が言われたか先ほどは分からないっておっしゃいましたけれども、記憶のほうは。もう一度確認しますけれども、どうでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 どういう伝わり方だったかというのはちょっと思い出せないのですが、情報があったということでございまして、推測で、いわゆる容疑者が私に言ってきたかもしれないというところのお話だというふうに思いますが、ちょっとその、要するに、彼がそういうふうに私に言ったという場面を鮮明に思い出せないで、そこは申し訳ありませんが、ちょっと分からないという答えにさせていただいております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 あと、金額についてですけども、確認は市長も一緒にやられていますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 職員の中に、いわゆる札勘のできる職員だったと思いますが、札勘だったかな、ちょっとすみません、そこはちょっとはっきり思い出せません。何らかの形で、数えることに関しては、数えるための職員が数えてくれたようには記憶しているんですけども、ちょっと何らかの形で、中身の確認はそれにたけた職員が行ったというふうには思っています。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 確認の指示というのは、市長がされましたか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 私が直接、確認をしなさいという指示を出したかどうかというのはちょっと分かりませんが、確認の必要性は感じておりましたので、確認がなされたということでありませう。

○安保友博委員長 私から一点、伺います。

最初に話を聞いてから、5日のロッカーを改めるまでの間に、顧問弁護士に相談をされていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 かなり早い段階で、顧問弁護士には相談をしているはずなのですが、そのタイミングがロッカーに行ったときより前か後かというのは、今ちょっと思い出すことはできません。ただ、かなり早い段階で弁護士には相談をさせていただいております。

○安保友博委員長 4日の公益通報に行く前に、通報した職員から話を聞いた結果、やはり怪しいので通報に行きますという報告は受けていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 どういう報告か、どういう報告手段でどういうふうだったかということは、ちょっとぱっと思い出すことはできませんが、ただ……元職員の対応が……不自然な対応だっ

たから相談に行ったという、そういうところは間違いないわけですが……ちょっとそうですね、今、そこを再現することはできない状況です。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 12月3日から4日、5日、特に3日間において、実際に松本前市長のほうに、担当職員がこういったことがあったということを話があったときに、副市長に当然話がいつている、報告されているというふうに思ったというふうに答弁されていましたが、市長と副市長との間は、常に職員には、副市長に報告した後、私にも報告をしてくださいということが徹底されていたのかどうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 基本的に、私が就任から3年間、副市長がいない状態でした。そのときは、全てのそういったものは私のところに来ていたわけです。そして、4年目から副市長がいるようになったことによって、副市長を通すというのが原則になっていたというふうに思いますので、基本的には副市長がまず対応をするというパターンになっていたというふうに思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 それで、3日、4日、市長と副市長が同じ、いわゆる顔合わせといった時間帯というのはなかったように、それぞれが、どちらかが不在であったというふうに認識しているんですけども、その間、スマートフォンなりメールなりでやり取りをしたという記憶はございますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 ちょっと今、明確に、したしないということは今はお答えすることはできない状況ですが、そうですね……やはりこの場ではちょっと難しいというふうに思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 事件性のある問題点なので、どうしようかという前後の対応も含めて、副市長と相談するということは実際にはなかったということですか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 どのタイミングから副市長と相談をしたかということは、明確に何月何日のこの時点からということはありませんが、当然、いわゆる警察に相談に行つて云々ということについて、警察に相談に行かせるという指示を私がしたわけですが、それに関して、いわゆる本人、本人というのは要するに今回の被疑者です。本人の意見を聞かないというのは、あるいは話を聞かないというのはどうなんだという話から、実際にちょっと意思の疎通に問題があったという認識をしましたので、一番最初の段階では、その意思の疎通ができていなかったということでもあります。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 改めて伺いますが、発見された現金は幾らでしたか。詳細な金額が分からなければ、あるはずべき金額と発見された金額が一致していたのかいなかったのか。お願いいた

します。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 約200万円とかそういう金額だったというふうなところと、もう一つは、いわゆる担当者の認識していた金額と、出てきた金額にそごがあったということ。それから、発見された封筒に、封筒だったと思います。入れものに内訳らしいメモがありました。ですので、何かのメモがありました。それも見たんですが、やっぱりちょっとつじつまが合わなかったというのは覚えております。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 おっしゃるとおり、令和2年11月26日の委員会でも、職員課長が5日の時点で現金がなかったという発言をしています。

元職員が、現金はロッカーにあるはずですよということを言っています。現金が、要するにあたるべきはずの現金が一致していなかったということで、その事実を元職員に確認をしたのかしなかったのか伺います。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 事実を確認……そのときに、非常に、要するに怪しいというか、事件性について感じるころもありましたので、私が、あるいは副市長が直接本人たちと応対して、事件を解決するというのではなくて、第三者に委ねたほうがいいのではないかという考えを持つに至ったわけです。

それで顧問弁護士による調査をするということになったわけでございますので、かなり早い段階で、私が調査をするのではなく、弁護士にそれを委ねる形で、第三者に委ねる形でやらなければ、要するに公平な、あるいは客観的な解決というか、調査ができないんじゃないかというふうに感じましたので、それで早い段階で弁護士の調査にさせていただいたということでございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 今の対応というのは、御自身の中では正しかったと認識されていますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 やはり第三者に委ねる、そしてまた、まず第一に警察に一報を入れたということによって、客観的な……何というんでしょうか、捜査に早急につなげることができたというふうに考えております。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 結果的には、公益通報を受理しなかったということになっているんですけども、その判断は受理すべきであったときに、私は考えるんですけども、大島副市長の話では、それはお金が見つかったということから、事件性はあるけれども取りあえずはということでお金が見つかったということで受理しなかったみたいな発言でしたけれども、その取扱い

についてはどのように考えていますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 公益通報の趣旨であります通報者の保護という意味で、通報者を不当に扱うということを行っていないので、公益通報者保護法の趣旨にのっとった運用はなされたとは思っておりますが、ただ、公益通報が受理されなかったことによって、当該職員が不安に感じたということは、どうもその後の審議の中でも、いわゆる議員にもそういう話がいつているんじゃないかというふうなことも思いました。公益通報として受理をするという手続しかなかったかということ、そうは私は、要するに不当な扱いをしていないので、公益通報を受理しなかったことによる実害はなかったというふうに思っておりますが、ただ、受理をするという選択肢が誤っているとも思いませんし、これはそのときの、当時はまだ事件の全体像は全く分かりませんでしたので、そういう中でそのような判断をしたということでもあります。

今日のこれまで御説明してきた全ての判断も、当時の事件の全容が全く見えない中での、その時々、瞬間瞬間の判断だということでございます。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 一点だけ確認ですけれども、12月4日の午後に職員が警察に相談に行って、途中、副市長から新たな事実が分かったと。重要なことが分かったんで、戻ってくるようにというお話をされたんですが、結果的に最後まで相談されて帰ってきているわけですけれども、その後、市は第三者に委ねるということで、顧問弁護士に調査を依頼しているんですけれども、では、警察のほうから、市に対するアクションというのは何かあったんでしょうか。その後。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 ちょっとこれ、何月何日からというところは今記憶にありませんけれども、警察として、いわゆるこちらの内部の弁護士による調査の内容について警察から求められて、それをお渡しをしたというふうに記憶しております。あとはその後の捜査についても、いわゆる、本人に気取られない形で捜査をするので協力してほしいという要請を受けながら、警察の求めに全面的に応じていったという形でございます。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思います。

元和光市職員の不祥事に関する事項、詐欺・窃盗・業務上横領の各刑事事件、所管課における預り金管理の問題に移ります。

まず、平成30年12月7日に元職員と面談をしていますか。

○松本武洋証人 もう一度。

○安保友博委員長 平成30年12月7日に元職員と面談をしていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 7日かどうかということちょっと分かりませんが、先ほどから申し上げて

おりますが、事件というか、警察への相談等があったタイミングよりも後に、要するに当該元職員が来たということはありません。

○安保友博委員長 そこではどのような話をしましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 本人の説明が途中で変わったように記憶をしておりますが、当初はいわゆる特捜がという話だったというふうに思いますが、その後の経緯についてはまた違う説明をしたのではないかとと思いますが、そのような話をしております。

○安保友博委員長 その話の際に、元職員から現金500万円を受け取ってほしいという話はされませんでしたか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっとその現金500万円を受け取ってほしいという話が明確にあったというふうには記憶をしておりますが、少なくとも本人の申し開きに対して、弁護士による調査をするので、それに協力していただければいいのではないのでしょうかという話をしたように記憶はしておるのですが、それがどのタイミングだったかというのはちょっと思い出すことができません。

○安保友博委員長 証人におかれましては、令和3年2月10日の特別委員会時点では、部下の職員が自宅で現金を保管することになった経緯というものは知っていたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっと今その令和3年のその時点でということについて、このときにこういうことを知ったということは私は思い出すことができません。

○安保友博委員長 では、部下の職員が自宅で現金を保管することになった経緯を知ったのはいつでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 私が記憶をしているのは、その部下の職員が、市の調査を依頼した弁護士に対して事実と異なる説明をしたということは記憶しております。

○安保友博委員長 これで主尋問を終わります。

続きまして、補足尋問がある方は挙手を願います。

ありませんか。

松永委員。

○松永靖恵委員 再度、ごめんなさい確認させていただきます。

先ほどの尋問の中で、令和3年2月10日の時点で500万円の現金が職員の家にあった経緯と内容を質問されましたが、再度知っていたかどうか確認のため伺います。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 そのタイミングで知っていたかどうかというのはちょっと先ほども申し上げましたが、どうにも思い出すことができません。

○安保友博委員長 それでは、ほかにありませんので、この件については閉じさせていただきます。

ここで皆様にお諮りしたいんですけれども、当初予定ではおおむね90分という話でしたけれども、まだ大分残っている状態です。この時間を延長したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

証人におかれましても大丈夫でしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、時間も大分たちましたので、ここで一旦休憩を取りたいと思います。

休憩します。（午後 2時54分 休憩）

再開します。（午後 3時10分 再開）

次に進みます。

元和光市職員によるパワーハラスメントに関する事項。

元職員が保健福祉部長就任後には、元職員に物が言えるのは市長と副市長しかいないという状況で、市長、副市長でさえも元職員をコントロールすることができないのではないかとの見方が職員の間広がっていたという証言がありました。当時の状況をどのように捉えていたんでしょうか。実際にコントロールは可能だったのか伺います。

松本証人。

○松本武洋証人 私としてはコントロールしているというつもりでありましたが、結果的にその後の様々な職員の証言の中で、本人がその加害行為を行っていたということが分かり、非常に衝撃を受けているところでございます。

○安保友博委員長 元職員によるパワーハラスメントの被害を20名もの職員が訴え出た後の処分は妥当だったというふうに考えておりますか。

松本証人。

○松本武洋証人 いつの時点の。

○安保友博委員長 平成30年1月ですかね。

松本証人。

○松本武洋証人 当時の状況としては、パワーハラスメントの訴えというものがございました。そして、その際に、私、これは議会でも答弁をさせていただいたことと同じになってしましますが、要するに被害を受けた側だけの言い分をもって、それでいわゆる懲戒ということは難しいので、その被害の状況について、要するに誰かが、いつ、どこで、どのようなことがあったという証拠力のあるメモを出すなり、あるいは証言をするなりということが必要になってくるので、それをやっていただけないだろうかということを、被害を受けた訴え出のあった職員にお願いをしたわけですが、誰にも引き受けていただけずに、証拠を集めるということができなかったという状況がございます。そのような中で、証拠が集められない中で、できる範囲の処

置をしたという、そのような認識でございます。

○**安保友博委員長** 元職員異動後の保健福祉部の雰囲気や施策推進状況について、どの程度把握をされておりましたか。

松本証人。

○**松本武洋証人** 異動後の状況について、事あるごとに関係職員には私としては状況を確認するように心がけていたという状況でございます。

○**安保友博委員長** すみません、もう一度、元職員の異動後の保健福祉部の雰囲気ですとか施策の推進状況についてはどのように捉えておりましたか。

松本証人。

○**松本武洋証人** 異動後の、いわゆる保健福祉部の状況についても、各職員等には状況はどうなっているかということは確認をしていたわけですが、いわゆる地域包括ケアの推進という意味で言うと、若干の停滞があったのかなというふうな印象は受けたのは事実でございます。

○**安保友博委員長** 平成30年4月以降、保健福祉部内で起こった継続的なパワーハラスメントについては把握はしておりましたか。

松本証人。

○**松本武洋証人** それがどのようなものなのかが分かりかねますので、もう少し詳しくお願いいたします。

○**安保友博委員長** そのパワーハラスメントに関連して、ハラスメント被害処理委員会に被害処理の申出書を提出したものの、その後問題解決に至らないことが分かり、被害者側が申出を取り下げるようになったということがあったようではございますけれども、元職員によるハラスメントが明らかになった後にまた起こったハラスメントに対する対応はどうだったのでしょうか。

松本証人。

○**松本武洋証人** その事件がどの件なのかというのがちょっと分かりかねますので、もう少し詳しくどのハラスメントの件だったのかというのが分かるような状況をお教えいただけるとありがたいのですが。

○**安保友博委員長** 当時の部下2名が平成30年4月以降継続的に部内他課の職員によるパワハラ被害を受け、翌年の1月から2月頃には業務に支障を来すほどの心身の不調が現れたというような証言がありました。その件についてです。

松本証人。

○**松本武洋証人** ハラスメントの処理に当たって、これは先ほどから繰り返しになりますが、いつ、どこで、どのようなことがあったかというところを明確にした上で、それをもって処理をするというのが原則になってくるわけでございます。当時のその件につきましては、先ほど申し上げた件と同じで、たしかそこまで至らなかったのかなというふうに記憶をしております。

○**安保友博委員長** 元職員の逮捕後、その部下であった職員に対し、組織からのパワーハラス

メントがあったという証言があったが、これは事実でしょうか。具体的には市長、副市長に会わせないですとか、対外的業務に当たってはいけないですとか、議会に関する業務に当たってはいけないなどなど、地方公務員法第32条に基づき、任命権者である市長の権限における職務命令があったということですのでけれども、これについていかがでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 市長に会わせない云々ということがどのようなものかというのは、ちょっと推測するしかないわけですが、私として認識をしているのは、事件に直接関わりがあり、何らかの形で外部から見て工作をしているというふうにとられかねない対象の職員とは、私としてはなるべく会わないほうがいいという意識はしていたようには思いますが、それはあくまでもいわゆる外部から見た場合に、組織としてのこの事件に対して何らかの工作はしているというふうなものと捉えかねませんので、そのようなことにならないように気をつけていたという事実はございます。

○安保友博委員長 これで主尋問を終わります。

補足尋問がある方は挙手を願います。

ありませんか。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今日はありがとうございます。

伺いますが、前市長の立場ですけれども、市長の業務が多岐にわたって多忙で厳しい判断もせざるを得ないときもあると思うんですが、庁舎内を見回るといことはされていたんでしょうか。というのは、いわゆるこれは副市長にも聞いたんですけれども、今世界共通にトップマネジャーに求められる力量ということで、アメリカでNPWAという言葉があります。これは職場を徘徊することによるマネジメント。要は場の雰囲気とか場の空気が読めると。何かささいなことはないかどうか、そういう皮膚感覚でつかむことが今トップマネジャーに求められる力量なんです、そういうサーチライト的な見方で各部署を見て回ったという、そういう機会は多々つくられていたんでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 出先も含めて、この事件が起こる前までは、いろいろな部署の職員と直接交流をするということに努めて、そしてもちろん業務の邪魔にならないようにと配慮はしながらではありますが、各部局の職員とも交流に努めてきたわけでございます。ただ、今回の事件を踏まえて、むしろそういったことが誤解を招くことになってはいけないと思いましたので、この事件が発覚した後についてはそのようなことが十分にできなかったという状況を私としても非常にもどかしく思っておりました。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの平成30年4月以降のパワハラについてなんですが、それまで元職員によるかなり長年にわたる激しいパワハラがあって、そして、その職員が異動した後、パワハ

ラの連鎖と思われることが起こっていたと思います。それに対して20人もの方から通報があって、しかし、その実名を出して、その証拠となるような形で申告する人がいなかったために、パワハラ認定ができなかったわけですね。その後、また同じような理由で、連鎖として起こったことに対しても対応ができていなかったというふうに思うんですが、その激しいパワハラ後の部内での対応というか、庁内全体への目配りというか、そのあたりはどのようにお考えだったのでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 非常に組織としてダメージを受けたという認識はしておりましたので、そのようなことがないように気をつけてきたつもりではありますが、結果的にまたそのパワハラ蒸し返しのようなことが起きてしまったとしたら、これは非常に私としてもそういう通報というか、相談があったということについては非常に残念に思いましたし、また、職場環境については十分配慮しなければならないと考えた記憶があります。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 パワハラ被害が20名ほどあるというお話が先ほど来出ているんですけども、調査して、証拠が集められない中で、その当時の対応として最善の対応をしたということで、人事異動もやられているかなというふうに思います。福祉部門から教育部長に異動をしているわけですけども、この間も一連の事件がその中でずっと行われているという部分があって、職務上のパワハラに起因した部分が背景にはあるのではないかなということが想像されますけれども、これは想像ですけども、そういうことがあるわけですけども、教育に異動する際、多分教育と福祉の連携の下にその方を異動させて、ある程度福祉部門に影響力を持ちながら、その方は教育部門の部長をやられたのではないかと思います、その辺はどうでしたか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 確かに教福連携という形というのは、たしか私、当時の施政方針の中でも述べているというふうに思いますし、これは理念として重要なことだというふうには思っておりますが、役所には職務分掌というものがございますので、本来であれば、そうはいつでもそれはいわゆる連携の中で行うことであり、後々第三者委員会の報告書を私も拝見しましたが、要するに正規でないルートからの他部署への介入というのがこの組織にはあるんだというふうなことも指摘をされて、非常に私も残念なことだというふうに思ったわけなんですけれども、そういったことが行われていたというふうなことを知りまして、非常に残念に思うわけであり、本来の当時、施政方針で申し上げましたが、教福連携というのは理念として非常に重要なものでありますし、それは別のものというふうに考えていただきたいというふうに思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 確認ですけども、異動する段階で本人にその福祉部門の影響力についてお話ししたことはありますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 連携してやるという話でありまして、影響力を云々ということは、はっきり言って組織として申し上げるべきことではありませんし、そのような話はなかったというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の関連なんですけれども、証言の中で、元職員が異動した後に市長から保健福祉部の業務の質を落とさないように遠隔操作をしてくれというふうに言われていて、そして、実際に異動した元職員の下に指示を仰ぎに行っていたといった証言があったんですが、こうした事実はなかったという認識でよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 遠隔操作をしてというふうなことがどうして出てきたのかはちょっと理解しきれないのですが、ただ、分からないことに対して、要するに前任者に聞きに行くということは、これは当然あることでございますし、その場合には協力をしてあげてほしいという話はもしかしたらあったかもしれませんが、あくまでも遠隔操作というふうなことは、これは組織としてはないわけでございますので、ただ、やはりこの件に限らず、異動先にいながら元の職場の質問とか、相談に応えるというのは、これは往々にしてあることだというふうに認識をしております。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、ほかにありませんので、次に進みます。

続きまして、平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての疑義に関する事項です。

和光市は、平成21年度に国から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けました。この交付金は、介護療養型の病床を高齢者専用住宅に転換することが要件となっております。この交付金を財源として、和光市は、高齢者専用住宅を建設した事業者に補助金を交付しました。しかし、高齢者専用住宅は建設されたものの、病床の転換が行われなかったため、会計検査院の検査で指摘をされ、平成26年に国に交付金4,500万円と加算金1,111万500円を支払わざるを得なくなりました。

ここで決済書類の写しを提示します。和光市は、平成22年3月22日にA事業者へ地域密着型サービス拠点整備補助金を交付しました。この交付決定の書類には「松本」との決裁印が押されておりますが、これは松本前市長本人が決裁したもので間違いはないでしょうか。この部分ですね。

松本証人。

○松本武洋証人 少なくとも私の印影を押しているものですので、そうではないかと思われません。

○安保友博委員長 この補助金の決裁をするに当たり、要件となっているD医療施設の介護病

床45床の転換が行われなかったことは知っていましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 当時の認識としては、そもそも転換が要件であるという認識が私にあったかどうかということも含めて、ちょっと記憶が分かりません。記憶にないことをございます。

○安保友博委員長 この補助金は、既に完成している事業には交付できないはずなのですが、交付対象の施設は当時既に完成していたことを知っていましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 この決裁と、そして決裁のタイミングと施設の完成の関係については、私はどういう関係性があったかということを認識をしていなかったということをございます。

○安保友博委員長 この交付金決定の決裁書類には、事業者からの補助金申請書が添付されていなかったということは知っていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 決裁処理の際に、たしかに様々な資料が添付をされてくるわけをございますが、その際に、この交付の決裁の際に、その資料がついていたかどうかというのは私は今となっては思い出すことができません。

○安保友博委員長 行政が補助金を交付するには、補助金ごとに補助金交付要綱を制定するのが補助金行政の鉄則だと思います。しかしながら、本件については、この補助金の交付の根拠となる補助金交付要綱が制定されていなかったということを知っていますか。

松本証人。

○松本武洋証人 大変業務が多岐にわたる中で、1件1件の補助金要綱が往々にして決裁のものによってはついていたりいなかったりすることがございます。ですので、例えばチェックリストがあって、そこにいわゆる補助金要綱がある、なしというふうなことがあれば、それが認識をできるわけですが、本件でいわゆる要綱が制定されていたか、あるいは要綱がついていたかということについては、私としては当時の決裁の中では認識をすることはできなかったのではないかと思います。

○安保友博委員長 この補助金の決裁に当たり、担当部長や課長から、国の交付金制度や補助対象とした事業者についてどのような説明を受けていたんでしょうか。誰から何を聞いたかお答えください。

松本証人。

○松本武洋証人 何分10年以上たっていることをございますので、この内容について説明を受けたのが誰だったかというのは私が今すぐに思い出すことはできません。

○安保友博委員長 そうすると、内容としては思い出せないけれども、その説明を聞いて納得して決裁をしたという理解でよろしいでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 そこも含めて当時の経緯というのが今となってはどのように説明を受けて、

どういふふうで決定したかというのを私が今再現することができないということでございます。

○安保友博委員長 それでは、次に、交付申請について伺います。

この案件は、和光市の定める和光市事務専決規則によれば、当然市長の決裁を受けなければならないものですが、実際には課長のみの決裁で、市長の公印を押して国に公文書として提出しています。重要な案件は市長が決裁し、それ以外は部長、課長の専決に委ねるということになっていますが、そのルールが和光市事務専決規則です。本件ではそれが守られていなかったわけですけれども、前市長がそれに気づいたのはいつでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 少なくとも事件が発覚した以前には気づくことができませんでした。

○安保友博委員長 次に、交付金の国への返還について伺います。

この案件は重要なものであり、当然、市長決裁を受けなければならないにもかかわらず、部長決裁により、市長の公印を押して国に公文書として提出されています。市長は、この件について、議会への予算提出などに際して気づいていたと思いますが、いかがでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 議会への予算提出の際に、それぞれの案件に関する決裁を経て、それを議会に出すというのが事務手続なわけですが、どの件の決裁をいつ、どのように行ったかということを一覧で確認するような状況がございませんので、私が決裁していないにもかかわらず予算化されているというものを当時の私の決裁の処理の中で見つけることができなかったということでございます。

○安保友博委員長 この案件というのは非常に重要なものなので、市長が主導して処理をすべきであったのではないかというふうに思いますが、その点について前市長としてはどのような対応をされたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 実際にこれは議会、委員会でもいわゆる状況の説明、私もたしか提案説明の際に説明をしておりますし、また、当時の担当の者も説明をしておりますので、その中で重要なことだという認識はあったと思います。

○安保友博委員長 それでは、会計検査院の検査を受けたときの判断に関する事項です。会計検査院の検査を受けたとき、担当部長や課長からどのような説明を受けたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 議会等で説明をし、答弁をしたとおりでございます。

○安保友博委員長 重複になっても構いませんので、もう一度分かる範囲でお答えいただけますか。

松本証人。

○松本武洋証人 少なくとも政権交代等でルールが変わったという説明をしたというふうに記憶しております。

○安保友博委員長 その際に、補助金交付決定が不適切であったということの具体的な理由についてはどのように判断しましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 会計検査の中で補助金については不適であるという、そういう判断が会計検査院からはあったわけですが、実際に施設も完成している中で、そのような判断はやむを得なかったものと当時は考えたわけですが。

○安保友博委員長 国に交付金を返還せざるを得なくなったときに、その交付金を財源とする補助金の交付は不適切であったと判断はされなかったのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 当時の受け止めとしては、施設も完成している中でありますし、また、事業も行われている中で、補助金を交付したということでございますので、市として単費になってしまったという認識だったということでございます。

○安保友博委員長 そのときに、交付した事業者に対して返還請求をしなかったのはどういう理由だったのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっとこれは当時の詳細は思い出すことができませんが、ただ一つ重要なことは地域包括ケアの全体的な事業計画の中に位置づけられた事業が実際に実施をされ、そして施設ができていくということの中で、要するに事業者に求めるということの判断には至らなかったということでございます。

○安保友博委員長 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金返還金の補正予算の事務手続についてですが、内容がはっきりしない、何度も部長に確認をしたが、最終的には市長に説明するようにお願いをした。財政課は補正予算を一時保留した。市長に還付の理由を説明するように企画部長からお願いをしたということがありましたが、この点、保健福祉部長であった元職員は、市長に報告をしたと言っております。最終決裁権者としてどのような説明を受け、判断したのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 これは議会で説明したとおりの説明を受けたということでございます。

○安保友博委員長 どのような説明ですか。

松本証人。

○松本武洋証人 説明としては、法改正があって、介護医療病床の廃止期限が延期されたという、そういう中で政権交代があって、この制度が延期されたのでという、そういう説明を受け、それを議会でも説明したわけですが。

○安保友博委員長 市が提訴している民事訴訟における訴状では「福祉担当職員は、東内元職員の指示に従い、平成22年3月22日、A事業者に対して、国の交付金4,500万円を財源とする地域密着型サービス拠点整備補助金（補助金要綱なし）を交付する旨の起案書を作成し、市長

の決裁を受けた」とされています。当時の最終決裁権者は松本前市長です。前市長は最終決裁権者の責任をどのように捉えているのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 当時のこの事業の内容ですね、これに関しては事業が行われたという認識でございますので、行われた事業について私としても決裁をしたという、そういう認識を持っております。

○安保友博委員長 これですべての尋問を終わります。

補足尋問がある方は挙手を願います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 まず1点目については、会計検査院が入って、会計検査院の事務総局の第2局長が検査結果を発表して、市長宛てに交付しているわけですがけれども、その中でも和光市の補助金として4,500万円を交付したということになっています。なおかつ交付金については交付の対象ではないよという中で明言をしております。交付の対象でない交付金を和光市は補助金要綱もないのに支出をしているんですけれども、これが一連の事務の流れとして正しかったのかどうか。決裁も市長がしておりますけれども、それが正しかったのかどうか、それについてまずお伺いします。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 決裁の流れとして適切ではなかったということは、これは今思えばそうだったというふうに思います。

ただ、これが結局のところ、交付要綱がないということにやはり気づき得るシステムというのを当時構築できていなかった。今ちょっと分かりませんが、当時構築できていなかったということで見落としが生じてしまったということについては非常に残念に思っております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 一連の議会の一般質問の答弁の中でも、補助金要綱はなくてもいいんだと。要するに国の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付の要綱、国のありますけれども、それがあれば市の補助金は支出できるんだという答弁がずっと続いていて、市の補助金要綱がなくても出せるんだという解釈でありますけれども、それは要するに国が市に対する交付のための要綱であって、その中にも建築後は支出できませんよという明記もしてあるわけで、それを受けて支出はできないというふうに私は解釈するんですけれども、なおかつ要綱もつくりないうちに支出をしてしまったんで、その一連の事務の手に瑕疵があるのかな。要するにコンプライアンスに準じていないのかなというふうに思えるんですよ。その辺の判断は今振り返ってですけれども、当時はどういう状況だったか私には分かりませんが、今振り返ると、その行政手続上、どうであったのか。正しかったのかどうか、もう一度確認します。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 少なくとも最も適切なあるべき処置としては、市からいわゆる事業者への交

付の際の要綱というのが制定され、そして、それを確認した上で決裁ができれば、これがベストだったというふうには思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 先ほど委員長から質問があったように、この返還金が生じた際に、事業所に返還請求をしなかったということですが、これはなぜ事業所に返還しなかったのでしょうか。通常のケースだと、この検査結果ですと補助金の交付対象ではないということを会計検査院が言っているんで、そうすると、市は交付した額を返してもらって、それを原資に国に返すのが本来かな。事務手続が遅れたのであれば、延滞金加算金がついていますから、その部分は市の対応として返せばいいのかなというふうには私は思うんですけども、その辺の判断はできなかつたのかどうか確認します。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 当時の認識としては、先ほどから繰り返して申し訳ございませんが、地域包括ケアの計画の中で、その一連の事業の一環を担う施設が完成をしているという状況がございました。ですので、その完成をしている状況の中で返還金を求めることはすべきとは考えなかつたということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 完成をしている中でというお話ですけども、補助金を交付したのは完成した後の1年後ですよ。翌年ですかね。要するに建築段階で補助金は交付していないんで、だから国は交付に値しませんよという結論を出しているわけで、返還しないさいよという形を出しているんで、申請手続の中でA建設事業者がB施設に対して補助金を出すということとはできないというのは事務当局で分かっていたはずなんです。なおかつ市施設に対して交付申請をして、そこで受領した。だけど、結果的にB施設のほうに振替をして、4,500万円を出資しているというような手順だと思うんですよ。そうすると、じゃ、なぜB施設に4,500万円がありきで進んでいたのかなというのが疑問に出てくるんですけども、事務手続上、直接B施設に交付申請をしたわけではない、いろいろ資料を見ますと。その中間にダミーと変な言い方ですけども、別な施設があつて、そこに交付申請をして、わざわざお金をもらって、なおかつB施設に振り替えている。そういう手続をしているんですけども、それについては御存じですか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 実際にこの事件が明るみに出て、そして富澤議員の一般質問の中で、その書類の改ざんであるとか、不正であるとか、そういったところが明らかになる中で、私としてもそれを知つたという形になりますので、当時はそれに気づくことができなくて大変申し訳なかつたというふうには思っております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今の関連なんですけれども、既に完成している施設に対して名前のすり替え

をして申告をしたり、あるいはその病床が転換されていないことについても、その医療機関とのやり取りの中で職員は把握をしていたはずなんですよね。それで、一連の手続は全て名前のすり替えも含めて、当時市にはいなかった元職員の指示で行われていたということなんです、その元職員からそういった指示が市の職員に来ていたという事実は把握しておられなかったんでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 当時、本人が国に行っていたということで、実際問題として、そのやり取りがあったという具体的な認識は持っておりませんでした。ただ、私、これははっきり覚えているんですけども、どの年度だったかに随契の見直しをしたんですね。随契の見直しをしたときに、担当者に対して当時の元職員が何か意見ををしたというふうな話は漏れて伝わってきまして、何だったんだろう。それは非常に違和感があったものですから、これは覚えております。ですから、もしかしたらそのときにどういうアクションがあったのかというのはちょっと私もそんなに詳細に覚えているわけではないのですが、ただ、随契の見直しというのはやったという事実、そして、随契の見直しをした際に、役所の何らかの職員に対して、元職員が何らかの意見というか、何かを伝えたということはおぼろげながら覚えております。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 この件に関してだけではなくて、複数の職員に様々な指示を行っていて、中には育休中にも指示を受けたというふうな話も、それで、そうしたことに対して、市の直接の上司の指示に優先して、その元職員の市の職員ではない状況の中での元職員の指示を最優先で動いていたというふうな話が出ております。そういうことに関しても全くというか、先ほどのお話もありましたけれども、状況としての把握はされていなかったということでもよろしいんですか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 実際問題として、私なりにいわゆる通常のラインでこうしたらどうなんだみたいな話でいろいろとその現場には地域包括ケアに関しても話はしていたわけです。それに関して例えば何らかの違う指示があって、矛盾で現場が混乱したというふうなことは私は認識しておりませんので、当時はあくまでも本人は国の人間であって、もしかしたら、これはもう推測でこの場で申し上げていいか分かりませんが、現場の職員が助言を求めるということはあったかもしれないという認識はございますが、少なくとも具体的に組織の外の人間が市のそういったものに対して指示をするという形は認識はしておりませんでした。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

菅原委員。

○菅原満委員 今日はありがとうございます。

1点、先ほどの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付金の最後の交付決定ということで、当時説明は担当部長から直接4,500万円交付していいかということで、事業者に対し

て通知してよろしいか伺うということで、当時の担当部長から交付していかという説明を直接受けられて決裁されたのか、その辺だけ確認をさせていただきますでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 当時、副市長が不在でして、説明を受けたとすれば、その担当部長から私は説明を受けているはずです。ただ、説明を受けて決裁を行ったのか、あるいはその決裁文書が回ってきて、決裁を行ったのかというのは、ちょっと今になるとどちらかだったかというのはちょっと分からない状況です。

○安保友博委員長 私のほうから1点伺います。

今回、補助金の交付要綱がないということで、本来であれば、その要件を満たさない場合には返還をしなければならないというような条項がその要綱の中にあるのが通常だと思いますけれども、今回はその要綱がないということで、結果として事業者に対して返還請求ができなかったんじゃないかというふうな推察をするんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 ちょっとその当時の判断として、要綱がないという状況というのは、実は把握していなかったわけですね。ですから、要綱がないというのを把握していない中で、そこについて検討ができたかということ、ちょっとそれは分からないのですが、当時の認識としてはそもそも要綱がないという認識がなかったということでございます。

○安保友博委員長 そうすると、先ほどのちょっと繰り返しになるんですけれども、補助金を交付する決裁をする際に、そのルールとして、根拠としてなる要綱がなければならないという認識だったんですけれども、実務上はそういうふうになっているものもあったし、それがついてなくても通常どおり決裁してしまっていたものがほかにもあったと、そういう認識なんですか。

松本証人。

○松本武洋証人 決裁文書の回ってくるものを私も一つ一つ目を通して決裁はするわけですが、かなりその担当部署によって、その決裁文書の様式が違っております。ですから、確かにそれぞれについているものは決裁の際に目を通す。そしてまた、気になった点については補足の説明を求めたり、あるいは資料が足りないんじゃないかという話をしたりということもありましたが、この件についてはそういったところで目が行き届かなかったということではないかというふうに思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今のに関連して、決裁文書が回ってきて、いろいろな書類がついていて、全てに目を通すとは限らないかもしれないですけども、支出する際に補助金要綱がないと会計は通らないんじゃないかなと私は思っていて、それが会計を通ってしまって、返還金が返還されているんですよ。その辺が何か不思議でならないんですけれども、そういうことはまず起きないんじゃないかと。いや、どこかの指示があったのかどうか分かりませんよ。そうじゃない

と利息を含めて5千何百万円を返すということができないんじゃないかというふうに思われますけれども、それはどう思いますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 結局当時、そもそも返還の決裁の前提として議会の議決があるわけですね。議会の議決があって、そして決裁が行われて返還をされているという手順を一見すると通常の手続になるわけです。そして、その通常の手続が行われたような体裁の中で気づくことができたかというところなのだろうとは思いますが、もちろん理想としては気づくべきだったと思いますし、そこが残念ながらチェックをし切れなかったということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 何か通常ですと、審査書類の中に補助金要綱があって、じゃ、何に基づいて……補助金要綱じゃないや、指摘事項等、支出したときの補助金要綱があって、それを確認しながら支出するのが本来かなというふうに思いますけれども、その辺がスルーしたのかなというふうには思いますけれども、なぜ支出できたのかなというのはいまだに疑問ですけれども、もう1点、介護病床型医療施設から適合高齢者専用住宅への転換についての未実施の対応という起案文書があるんですけれども、これは国からの指摘、会計検査の指摘でお金を返すことになったという文書なんですけれども、これについて決裁を見ていると、課長が起案をして、部長、これ2人しかチェックしていないんですよ。市長には行ってないんですよ。国の検査結果の返還要求がありながら、その対応についての市長決裁がないんですけれども、これはどう思われますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 実際問題として、今思えば、いわゆる交付の取消し決定の正確な説明を私が受けられていなかったということかというふうに思います。これも後から分かったことですが、いわゆる取消し決定の理由というのが、私が把握をできていれば、また違う結果になったと思いますが、後でいわゆる加算金の要因とか、そういったところは要するに、これも第三者委員会の調査等で分かったということで、当時の虚偽の説明に私もだまされてしまったという反省がございます。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ほかにありませんので、次に進みたいと思います。

続きまして、定期巡回サービスにおける情報システムの導入事業についてです。

こちら先ほどお示ししました決裁文書の一番最後の部分ですけれども、和光市は、平成26年12月22日に日本システムサイエンス株式会社と定期巡回サービスにおけるシステム導入業務の委託契約を締結しました。委託料は1,566万円であります。この契約締結に関する決裁書類には「松本」との決裁印がありますが、確かに決裁したんでしょうか、確認をいたします。

松本証人。

○松本武洋証人 これは当然予算化の際にも議会にも説明をしておりますし、議会の議決も経てという一連の流れの中の1つの段階として私もこの決裁をしたということでございます。

○安保友博委員長 業務委託契約の決裁に関する事項についてですが、この契約の決裁に当たって、事業目的、事業の確実性、契約の相手方についてどのようなチェックをしたんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 この事業については定期巡回サービスにおける利便性の向上とか、そういったところで非常に重要であるということと、それから、その現場の対応力が各段にアップするという説明の中で、私としても重要性を感じて決裁をしたということでございます。

○安保友博委員長 事業の確実な実施の確認に関する事項です。この事業が確実に行われたかどうかというのはどのようにチェックをされたんでしょうか。具体的に聞いていきますが、まずは成果物がきちんと納品されたのか確認をしておりますか。

松本証人。

○松本武洋証人 私としては納品の現場に立ち会うということにはございませんので、いわゆる検収がなされていれば、それをもって納品というふうに認識せざるを得ないという状況でございます。

○安保友博委員長 そうすると、その検収は行われていたということですか。

松本証人。

○松本武洋証人 その点については、この件で検収が行われていたかどうかを確認したという記憶はございませんが、通常その納品が行われると検収がされるであろうということ、それから、これは建築物等ではございましたら、それは物を見るわけではございますが、システムが納品されたとして、そのシステムの稼働状況について私が全て例えば開いて見るというふうなことは実務としてできていなかったということでございます。

○安保友博委員長 検収がされていれば納品されていたということだと考えるということですが、今回のこの定期巡回サービスのシステムに関しては、それに対しての検収がなされていたということは確認はしていないということではよろしいですか。

松本証人。

○松本武洋証人 全てのいわゆる納品について検収の確認ができていないわけではございませんので、この件については自分自身がどのような手続をしたかというのはちょっと記憶にはないわけではございます。

○安保友博委員長 次に、事業成果の報告というのは受けようとしたんでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 この件について、その後事業成果に関する報告を受けたという具体的な記憶は少なくとも今思い出すことはできません。

○安保友博委員長 次に、この事業がどのように運用されているか、その実施状況は確認した

んでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 この事業に関して実施状況の報告を受けたという記憶はございません。

○安保友博委員長 主尋問をこれで終わります。

補足尋問がある方は挙手を願います。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 一連の書類上の流れを確認すると、12月22日、議会の最終日ですけれども、そこで議決をされて予算が通っています。なおかつ12月22日に支出負担行為であるとか契約行為ですね、あと支出命令書もその日、起案文書も同日付になっています。なおかつ会計の支払いが12月26日、要するに年内に支出するような手続を取っています。契約書を見ると、成果品については12月22日から1月31日までに契約期間が区切ってあって、それまでに成果物を納品しなさいよということですが、検査印を見ると、当初起案日の12月22日が検査印となっているので、その日に成果物が納品されたということの確認が取れているわけですが、実際契約行為から納品まで、その日というのはまずあり得ないんで、そういう書類を一連の中で市長はご覧になっていると思うんですけども、その辺を見てどういうふうに判断されますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 当日のその書類がどのように私のところに回ってきて、そしてどのような経緯で決裁をしたかというのはちょっと記憶を手繰ることができないのですが、急ぎの決裁というのがかなりの割合で回ってきます。そして、もちろんそれも精査をするように努力をしているわけですが、当日その決裁文書の精査の中で、少なくとも同じ日に検収という、その日にちの要するにすり合わせというか突き合わせを少なくとも当日私ができなかったということがございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 これは一連の流れの中で確認できていることで、成果物、要するにCD-Rであるとか、システムについても導入をされていないということがもう分かっているわけで、要するにこの検査印もどうだった、何を確認しての検査印なのかというものはっきりしない部分があるんですよね。こういう事件が発覚して、市長もこの文書をしっかりご覧になっていると思うんですけども、その辺について率直にどういうふうに判断されたのか、その事実についてお伺いします。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 非常に同一日に忙しく決裁から何から日にちがということで、改めて見ると非常に不自然だということがありますが、一方で、システム関連の成果物に関しては既製品ということも可能性としてはございますので、日にちが近いからそこで不正に気づいたかというところ、ちょっと私はそこに気づくことができませんでしたが、実際委員御指摘のように、非常に

不自然なものだというふうなことは改めて見ればそのように感じることはできたということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 あと、今までの証人尋問の中で明らかになった部分があつて、これの予算ヒアリングの段階で、財政サイドは一旦保留にしたという経過があつて、なおかつそれについて導入するのであれば、市長と直接話してくださいよというお話があつたようなんですけれども、それについて、じゃ、市長は直接部長からそのシステムの内容とか、この契約についてお話がありましたか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 この件について、直接本人が来たかというふうなところでは記憶はないわけですが、ただ、当時の状況として、非常に予算的に厳しいという状況の中で、補正予算にいろいろなものをはめ込んでいく中で、非常に、これは金額も大きいものでございますので、財政のほうでははじいたというふうに思うんですけれども、何らかの形で説明を受ける中で、これは補正でやったほうがいだろうという判断を当時はしたということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 またこれはちょっと別件ですけれども、介護保険の特別会計の中で一連の契約行為を見ると、補正予算で上げる部分がかかなり多くて、なおかつ随意契約でやる部分が多いんですよ、1社随契で。その辺の対応が何年も続いている部分があつて、その辺は市長としてどういうふうに判断されますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 ちょっと前に申し上げたことなんですけれども、私も随契が非常に多いという中で、見直しをしてくれということで取り組んだことがあつたというお話をしたというふうに思います。そして、その後の随契に関しての話の中で、いわゆる地域包括ケアに特別な経験であるとか、あるいはノウハウがある事業者の場合には、これは随契もやむなしであろうというふうな、そういう考え方の中で随契については、いわゆる随契の要件を満たしているというふうな判断をしていたわけでありまして。ただ、平成22年頃でありますけれども、一応随契に関して幾つか精査をしてくれという指示を出したのはよく記憶しております。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 今回のこの支出に関して不正であると断定はしませんけれども、そういう事件が発覚したときに、この関連した会社については、厚生労働省のマイナンバー汚職に関連した会社なんですよ。これが発覚したときに、その辺の調査を改めて行ったかどうか、市として、その辺を確認しますけれども。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 発覚したのは時系列にたしかこの契約の後だったというふうに認識をしているのですが、発覚した際に、それがこの会社であつたという認識が少なくとも私は当時なかつ

たかなというふうに思います。そして、これがいわゆる事件ですよというふうな御指摘をいただいて、富澤議員からたしか議会でも御指摘だったかなというふうにと思いますが、その際に実は厚労省のマイナンバー汚職の会社と同一であったという、そういう認識を持ちましたので、それが早く気づけば、タイミングとしてはもっと早く気づけたのかなというふうなことは、今の視点、要するに公正の視点で見ればそうだったということかなというふうに思います。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 これに関して住民監査請求が出ていて、その中で新たな事実が分かっていて、この会社について議会答弁の中ではもうこの会社は存在しないんで遡及はできないと、請求はできないんだよというお話ですとずっと展開してきたわけですが、監査請求の中の進捗状況の中で、要するに社名は変更して、まだ存続しているんだよということで、市は訴えの提起を起こしているわけですが、その調査ですね、最初の初期の調査の段階でどういう調査をしたのか、それについてもう一度確認しますが、

その調査の内容が、一般の人がそれを聞いて、登記所へ行って調べたら、まだ会社が存続していると分かったわけですよ。弁護士がそういう調べをしたんでしょうけれども、顧問弁護士がしっかりした調査をしたのかどうか、その辺についてももう一度確認しますが、

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 顧問弁護士と相談をしたという事実はあります。そしてまた、たしか元の登記の場所がどうなっているかという確認は何らかの形でしたというふうにと思いますが、弁護士との相談の中でどうも存在していないよという結論に至ったので、それ以上の調査が行われなかったということでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 後の市民の調査で判明したわけですが、その弁護士の調査についてどう思われますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 実際問題として発見することができなかったのは非常に残念ですが、本当にこれはありがたいことに市民のある方の努力でそれを突き止めることができたということですので、今後いわゆる損害賠償請求の中で補償がされていくことを願うばかりでございます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 日本システムサイエンス株式会社は、前の称号がネクストシェアリング株式会社、コンサルティングのホームページを見ると、地方自治体における在宅医療、介護分野における情報連携基盤の実証、また地方自治体における地域ヘルスケア構築推進事業、まさしくこれは和光市のことを言っているのかなと。現実にはこうやって成果物として入ってこないというところでは虚偽だと思いますが、こういうコンサルティング事例をいまだ出しているこの会社に対してどう思いますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 ちょっと当時の現場のやり取りというのがまだ私も分かりかねるところはありますが、当時実現するという、その現場作業の効率化というものに私も期待して、この1,560万円という巨額の補正予算に、いわゆる決裁をしたわけでございます。ところが、それが実際には導入がされていなかったということでございますので、非常に私も裏切られた気持ちでいっぱいですし、また、今、介護の現場では、いわゆるタブレット端末を使って、QRコードを読み込みながら現場を管理して、そして介護する、その状況が他機関とも連携しながら瞬時に共有されていく中で、非常に効率的な介護が行われています。当時このシステムが本当にしっかりと入って、そして実施されていれば、非常に先進的でいいシステムができたところが、それがなされていなかったということで、私としては本当に地域包括ケアの現場の効率化であるとか、あるいは現場の労働者の方々の負担軽減であるとか、そういったことに寄与するシステムとして大いに期待したところがございましたので、改めて強い憤りを感じる次第でございます。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

富澤委員。

○富澤勝広委員 これは聞いても分かるかどうか分からないんですけども、要するに1,560万円の業務委託契約をして、成果品もない、何もない。ただお金は支払った。じゃ、このお金はどこに行ったんでしょうというのが素朴な疑問なんですけれども、その辺はどう、言える範囲じゃないですよ。どう思われますか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 私としては、どこに行ったかというのは分かりかねますが、ただ、私も当時関わった人間として、この事業者からしかるべき返金がなされることを強く願っておりますし、また、どこに行ったかということも、これは刑事裁判の中では結局取り上げられなかった案件なわけでございますが、この民事訴訟の中で明らかになっていくことは明らかになっていくものと考えております。

○安保友博委員長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、次に進みたいと思います。

その他として、人事評価、それから人事管理、事務フロー、元市職員との関係性という項目で伺いたいと思います。

まず、元市職員に対する人事評価について、証人は元職員が部長在任中の第二次評価者として、元市職員の人事評価をする立場にありました。そこで、元市職員に対する人事評価がどのようになされていたのかを伺いたいと思います。

松本証人。

○松本武洋証人 基本的に和光市の人事評価のシステムというのは、自己目標を設定して、そ

の達成度で評価を行うというものが基本形になっております。そして、このいわゆる部長級においてもそれは同じでございます。さらに言うと、これはちょっとプライバシーに関わることですので、この場で申し上げていいのかは分かりませんが、部長級の評価というのは、私が二次評価者という形で評価に関して、いわゆる一次評価を踏まえて、私なりの補正を行って、最終的な評価を決めていたという形になるわけでございますが、非常にこの評価は難しゅうございます。

そして、被評価者が1人1人非常に個性があります。ですので、人事評価は一般にそうだというふうに思いますが、まず非常に甘い自己目標を設定する職員と辛い自己目標を設定する職員がいます。そして、達成度の評価についても、自らの評価として甘い方、辛い方がいる。ですから、マトリックスにすると、目標の甘辛と、それから評価の甘辛があるわけでございます。そして、この職員の場合には極端な目標の甘辛、あるいは自己評価の甘辛はなかったように記憶しております。

○安保友博委員長 今、概要もお話いただきましたけれども、被評価者に対する第二次評価については、今お話しされたようなマニュアルがあると思いますけれども、その規定どおりの評価を継続して実施されてきたということによろしいでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 はい。評価については、これは非常に厳密に行うべきものでございますので、規定どおりの評価をしてきたわけでございます。

○安保友博委員長 続きまして、フィードバックについてですが、和光市職員評価制度マニュアルでは、第二次評価者は、第二次評価の結果を記入した評価シートのコピーを第一次評価者に渡し、第二次評価の内容を伝えるというふうに定めておりますけれども、第一次評価者または被評価者に対するフィードバックはマニュアルの規定どおり継続して実施されたのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 基本的に評価のフィードバックは書面で行うのが要するに評価シートの返還をもって行うのが原則だったというふうに思います。

また、自己評価が極端な職員に関しては、私から口頭でちょっと極端なんじゃないですかという話を申し上げたことがございます。さらに言うと、これは自己評価もそうですし、部下への評価についても、先ほどの甘辛のマトリックスの話をいたしました。極端な管理者については極端ですよというフィードバックをしていたように記憶しております。

○安保友博委員長 ちょっと中身についてなんですが、部長在任中の元市職員に対する能力・意欲評価についてどのような評価をし、どのように配点をしていたのかです。元市職員が職場で行ったパワーハラ行為の勤務態度と両立し得ない評価項目と着眼点6項目について質問をします。

まず、評価項目のサーバント・リーダーシップについて、着眼点は「メンバー個々の資質を

正しく理解し、存分に活躍できる環境を整え、教え導いて動機づける」というものについて、どのように評価し、どのように配点していましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 当時は、このパワハラという実態の事実認識として、要するに証拠を持ってパワハラが行われているという事実認定ではございませんでしたので、極端な悪い評価、悪い評価にはなっていなかったように記憶しております。

○安保友博委員長 2つ目です。評価項目の人材育成力について、着眼点は「OJTを通じてメンバーの知識やスキルを高めるとともに、積極的に研修会を受講する機会を与え、自発的な自己啓発意欲をサポートする」、これについてはどのように評価し、どのように配点していましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 評価のよい、悪いというところで極端なものはなかったというふうに思いますが、当時、本人が私にその点について常にというか、何度も言ったのは、すみません、ちょっと話が横道にそれますが、ちょっとお許しいただきたいんですが、パワハラの指導、要するにハラスメントの訴えがあるので、それについて思い当たるところがあったら是正するよというのはかなり何度も強い口調でたしなめたことがあります、その際に、本人が熱血指導が過ぎましたというふうな申し開きを平伏しながらいつもしていたわけでございます。本来であれば、そのそごが人事評価にも反映されるべきところでありますけれども、証拠力を持ってそのハラスメントが認定できなかった中で、結果的には標準的な評価になっていたというふうな、そういう記憶がございます。

○安保友博委員長 3つ目です。評価項目の職場安全配慮について、着眼点は「セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の職場ハラスメントや公務災害の防止及び除去に取り組む」というのがありますが、これについてはどのように評価し、配点していましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 これも先ほどの着眼点と同様でございます。

○安保友博委員長 4つ目、評価項目の倫理観について、着眼点は「まず全体の奉仕者としてあるべき姿を考え、高い倫理観を持って公正に職務を遂行する」、これについてはどのように評価し、配点していましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 当時は不正を認識していなかったもので、標準的な評価をしていたように記憶しております。

○安保友博委員長 5つ目、評価項目の自己認識力について、着眼点は「自己の強みと弱みを客観的に認識し、強みを伸ばし弱みを克服する努力を怠らない」とありますが、これについてはどのように評価し、配点をしていましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 標準から外れるような評価ではなかったと記憶しております。

○安保友博委員長 6つ目、評価項目の自己管理能力について、着眼点は「怒り、いらいら、恐れ、ストレス等の不安定な感情を自己コントロールし平静な精神状態で業務に臨む」とありますが、この点についてはどのように評価し、配点していましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 先ほどの着眼点と同じでございます。

○安保友博委員長 続きまして、人事管理です。厚生労働省から元職員が帰任した後、非常に短期間に保健福祉部長に昇進させた理由について伺います。

松本証人。

○松本武洋証人 厚生労働省における職務への取組、そしてまた、そこでのいわゆる地域包括ケア全体への貢献を踏まえて、国での経験を市で生かし得るということで、権限をほかの職員よりも速いスピードで与えてきたことは結果的にそうなったというふうに思っております。そして、その根拠をつまびらかに全て申し上げるわけにはいきませんが、一番私が印象に残っておりますのは、2年間の厚生労働省への派遣という約束だったわけですが、彼が厚生労働省に派遣されて1年半を過ぎた頃でしょうか、当時の厚生労働省の宮島俊彦老健局長がわざわざ和光市役所にお越しいただきまして、そして非常に地域包括ケアへの貢献が多大である。よって、もう1年のいわゆる延長をしてもらえないだろうか、そういう要望がありました。ただし、その際に実は本人にもその宮島局長が来られる際に、本人からそういう形で宮島局長が和光市に来るけれども、もう1年ではなくて、半年ぐらいで戻していただけないだろうかという、そういう申出が本人から実は宮島局長が来られる前にあったわけですが、そして、宮島局長がお見えになったときに、本人の要望も併せて、2年から2年半にするという形で最終的には帰任が決まったという状況がございます。これは客観的に申し上げますと、一介の地方公共団体から派遣されている職員の帰任期間について、国の本庁の局長が人事に関して要望に来るとするのは非常に異例なことがございます。ですので、私としては非常に高い評価を得て厚労省で仕事をされたという認識を当時持ちました。

また、それを踏まえて、十分な権限の中で活躍していただきたいという期待を込めた人事だったというふうに今思い出すわけがございます。

○安保友博委員長 元職員を保健福祉部長に昇進させたということについて、これは前市長単独での判断だったのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 いろんな職員には、いろんなと言っても人事ですので、相談した職員はいま。また、その中で相談をしたという事実はあります。

○安保友博委員長 部長への昇任について人事担当部長はまだ早いとの見解であったが、市長の判断で部長職に登用した。証言では、「普通一般では、部長職になるには二、三か所の次長兼課長の業務を行った後でなければなかなか見識も生まれにくい。少し早いんじゃないかという

意見を申し上げた」という証言があります。最終的な決定権者として、なぜこのような形になったのかについて伺います。

松本証人。

○松本武洋証人 先ほども申し上げたとおり、国での事業への取組あるいは帰任してからの地域包括ケアに関する取組を踏まえて、部長権限で活躍をすることを期待しての人事ということでございます。

○安保友博委員長 当時、人事担当部長にも人事方針の説明がなかったそうですけれども、それはなぜでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 人事担当部長に対して人事方針の説明をするということの、ちょっと役所での機関的な意味合いというのは私はちょっと思い出すことができないのですが、実際問題として人事担当部長は早いんではないかと言ったか、その言葉が文言そのままだったかどうかというのはちょっと分かりませんが、ただ、少なくとも疑問を呈する職員がいたということは確かでございます。

○安保友博委員長 次に、福祉政策課を設置した根拠についてです。元職員の部長昇任後、保健福祉部長直轄で福祉政策課が設置されています。そして新任課長が就任をしています。これは松本前市長の考えだったのでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 当時議会でもたしか答弁をしたというふうに思いますが、地域包括ケアが当時縦割りの福祉行政の中で横串を通す必要があるという、そういう認識の下で、このような形になったというふうに認識をしております。

○安保友博委員長 続いて、財政課との予算ヒアリングを担当課ではなく、福祉政策課の課長が行っていました。財政担当は違和感を抱いております。元職員に権限が集中していたのではないかとの見解もありますが、これについていかがでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 財政課のヒアリングに要するにどの担当者が行っていたかということに関して私は存じ上げませんので、いわゆる誰がどのようにヒアリングに行くという形の報告を受けていたという事実はございません。

○安保友博委員長 続いて、事務フローについて、市長、副市長の決裁についてです。

注意や指摘を受けたときに、「部長がこういうふうに言いました」ですとか、「部長の指示です」というふうに職員が答えることが多くなっていたということですが、それには気づいていらっしゃいましたか。

松本証人。

○松本武洋証人 具体的にどの事象をもってそれが言われているのかというのはちょっと分からないのですが、私が元職員に申し上げていたのは、元職員はいわゆる福祉政策でいろんな新

しい事業の提案をしたり、あるいはその事業提案に関して私がこういったことができないだろうかと言ったときに、かなりそれで積極的に動いていたように今思い出しますが、一方で、福祉担当の現場からのアイデアが、現場の担当職員から上がってくるということが今思えばなかったな。そしてまた、ほかの部署で言うと、一担当者が非常に面白いアイデアを出して、それが事業化されていくということが和光市役所でも結構あるわけですね。ただ、今思えばそういったことは福祉現場では少なかったかもしれないというふうな、そういうことは思います。

○安保友博委員長 ちょっとお答えと食い違うかもしれないんですけども、そうした部長がこう言ったからだとか、部長の指示だったからだというようなことを言ったときに、前市長、副市長が元職員に直接指摘ですとか指導をすることがあまりなかったということも出ておりますが、これは事実でしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 今の質問ではちょっと何を答えていいのかが非常に難しいのですが、もう少し詳しくおっしゃっていただけるとお答えできると思います。

○安保友博委員長 要するに何かその職員の持ってきた仕事に対して注意とか指摘がされたときに、それは自分で考えたとかではなくて、部長がこう言った、部長の指示だった。そういうふうにするによって、後で部長から何か言われなくないようにするための方便であったというような話もありました。そういう話があったときに、その上の立場にある前市長、副市長がその職員に対してじゃなくて、元職員に対してそういうことになっているけれどもということで、直接の指摘とか指導をするということがなかったのではないかとということです。それについてはどうでしょうか。

松本証人。

○松本武洋証人 部長が言ったから何かをするというふうに職員がどこでどういうことに対して、ちょっとその上司がどう指導するのかという関係性というのが、非常にちょっと私にはそれでは答えができないわけなんですけれども、もうちょっと何をおっしゃりたいのかが詳しく分かるとありがたいのですが。

○安保友博委員長 決裁を受ける際に、それを市長、副市長が拒絶する場合、もしくはこう直したほうがいいのか指摘をした場合に、その理由を説明するんじゃなくて、いや、そういうふうに部長が言っているんですとか、部長からそういうふうに指示されたんですというような言い方をしていたと。それはなぜかという、そうすることによって、自分がもう部長から何も言われなくなるという、要はそれだけのためにそういう言い方をするという思考停止状態に陥っていたというような話だったんですけども。

松本証人。

○松本武洋証人 後からいろいろな調査の中で部長の言うことが絶対だということみたいなことが報告書等でいろいろと出てきているわけなんですけれども、当時そういう認識はないわけです。そして、ただ、様々な施策に取り組む中で、元職員がこれをやりたいんだけど

もというふうなアイデアというか、いろんな新しい施策を持ってくるということはもちろんありました。そして、その際に部下の人に聞いてもよく分からないときは、当然その上司を呼んで説明を受けるということになりますので、担当が、部長が言っているからこうだというふうな説明に来るということは少なくとも私に対してはなかったというふうに思います。中身の説明をしに来たというふうに思います。

○安保友博委員長 はい、分かりました。

最後に、元市職員との関係性についてです。証人が元職員を余人をもって代え難しと考え、元職員は前市長との関係をギブ・アンド・テークだと公言していたという証言がありました。前市長としてそうした思いや元職員との関係性があつたのかについて伺います。

松本証人。

○松本武洋証人 これは官僚組織のあるべき姿として、余人をもって代え難しという状況に誰かがなるということはないというのが近代官僚制のあるべき姿だというふうに私は認識をしております。ですから、余人をもって代え難しという単語は私は大嫌いな単語ですので、一度も言ったことはありませんし、余人をもって代え難しと誰かが言っているとして、それはその単語はその方が考えた単語だというふうに思いますが、1つは、本人に対して私が常に言っていたのは、要するに人を育てて、自分がいつまでもそこでやるという考えを持たないでほしいということは本人に対しては繰り返し指導をして、人材を育てることをやってくれという話をしてきたわけでありますが、逆に今様々な報告を振り返ってみると、指導と称していわゆるハラスメント行為が行われたと思うと、非常にそれは心が痛いわけでございます。私としては本人の報告で、誰々を今非常に見るべきところがあるから、こういうふうに鍛えていますよみたいな報告をほかの部長方もそういう話をしていました。ですので、そういう部下を伸ばすというのはやっていただきたいんだ。そしてまた、組織としてこれは地域包括ケアについてもそうなんですけれども、組織として学習をして、そして組織として地域の皆さんを包括的に支える、そんな保健福祉部を組織文化としてつくってほしいという話をしてきたわけでございます。

○安保友博委員長 以上で主尋問を終わります。

それでは、補足尋問がある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 本日はありがとうございます。先ほど証人のほうから人事評価の二次評価者として元職員を評価されていたということで、標準的な、特に能力・意欲評価のパワハラと関係した評価項目につきましても、標準的な評価をされておられたということなんですけど、証人自身、パワハラ行為があつたということは御存じだったわけなんですけれども、そのパワハラ行為と、このそれぞれの意欲評価の着眼点については相入れないといえますか、相性の悪い評価項目、例えば6項目あるわけなんですけど、こういった評価を標準的に評価していたということにつきましては、ちょっと納得がいかないといえますか、そういう点があるわけなんですけど、実際にこれまで我々委員会では何人かの証人に証言いただいている中でも日常茶飯事的にパワハ

ラが行われていたという中で、そういった能力・意欲評価のされ方が甘かったんじゃないかなと、そういうような印象を持っているんですが、証人の考えをお聞きしたいと思います。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 役所の人事評価、これ具体的な話をしなければ、もう守秘義務の範囲外だと思いますので、明確に申し上げますが、役所の人事評価というのは、非常に評価項目がどれもセンターに寄ってまいります。極端な評価を受ける際には、何か非常にまずいことをやりましたとか、あるいは抜きん出てすばらしいとか、そういったところで極端評価にもなり得るのですが、これもまた非常に職員にも個性がありまして、抜きん出た仕事をしているのだけれども、自己評価を低くつけるというふうな職員がいる一方で、これは言葉に気をつけて話しますが、あまりぱっとしない仕事の割には自己評価だけが低いという職員も実はいます。そして、それを調整していくとどうしても真ん中に評価が寄ってしまうわけでございます。ですので、役所の職員評価というのは非常にもう標準にほとんどの人間が入るといえることがあります。

逆に言うと、今回のハラスメント行為について、今現時点ではもうハラスメントがあったという、そういう認識が少なくともこの特別委員会で共有され、また、その裁判の記録等を見ても、私もパワーハラスメントについて明確に証拠力を持ってそうだったという状況に考えていいのかなというふうには思う状況ではありますけれども、捜査とか、あるいは調査の途上の中で、明確にハラスメントがあったという立証ができない状況の中で、極端な評価をつける際に根拠が要るわけですね。その根拠を私は持ち得ていなかった中で言うと、真ん中に寄った評価のどこかに入った評価をするということになったということでございます。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 第三者委員会の報告の中で、元職員がこれだけ長期間にわたって、それもあり荒唐無稽な話を出したり、手法としては稚拙とも思えるようなことを告げてこられた風土として、市と、それから元職員との間の共依存関係が指摘をされています。その点についてどのようにお考えになっているか伺います。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 実際に業務の内容として成果が出るということ自体は非常にいいことだというふうに思いますが、成果が出ているから何でもありですよというふうなことにはならないわけですね。第三者委員会の報告書を私も拝読いたしました。成果が出ているからやりたい放題やらせていたんじゃないですかという、そういう書きぶりになっております。実際問題としてはそうではなくて、例えば地域包括ケアの様々な事業推進の中で、こういった事業をやったらどうだろうかという中で、それに関して現場なりの施策としていろいろ考えてきたものを実行してきたという状態があるので、単にやりたい放題にやらせていたというのは、私はそうではないというふうには認識をしております。

ただ、一方で、私が非常にその本人に対して気になっていたのは、いわゆる大言壮語をする

ところが、これは議場でも大言壮語があったというふうに思いますが、これは私も仄聞していたのは、ほかの職員に対して、俺が市長選挙に出たら、松本なんか一発だぐらいなことを度々言っていたようであります。ちょっとその正確な内容はそうか分かりませんが、そういうふうなことを言う。あるいは外出先をいろいろ書いて出るわけなんですけれども、本当にその人と会ってもらえるんだろうかというふうな外出先を書いて出ることがあったりもしましたので、共依存というよりは、私も大言壮語をする本人の体質に関して、それを十分に注意を払って見ることができていたかというところ、そこで例えば私を軽んじる発言というのは、これは恐らく職員の方々がたくさん聞いたことがあるというふうに思いますが、私もいわゆる組織のトップですので、そういうことで一々反応しないというふうに思っていました、逆にその大言壮語に過ぎる中に、もしかしたら今回の事件にもつながるような人間性が隠れていたのかもしれないと思うと、大言壮語を大言壮語として、それに関して本人と向き合わなかったというところは非常に大きな反省点だというふうに思っております。これに関して恐らく幹部職員とか年配の職員に聞くと、そういった話、証言が出てくるというふうに思いますし、私の耳にもそういうことは入っていましたが、私として発揮した鈍感力が逆に本人の抑えを利かなくしたのではないかということについては、私はこの報告書を見る中で反省をした次第でございます。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 それから、もう1点確認させていただきたいんですけども、先ほどからパワーハラの認定に関しての話が出ておりますが、特定の何人かのというか、個人に対してのパワーハラスメントであれば、実名を出して、その人との関係の中で事実確認をする必要があるというふうに思うんですけども、今回のこのパワーハラスメントに関しては、ほぼ部内でパワーハラを受けたことがない人はいなかったというふうな状況であったと証言が出ています。そういう中でカウンターに来られる市民の方ですとか、そういった多くの方がその現場を見ていて、そういう情報も寄せられていました。

それから、本人じゃなくても同じ課内の人が実際にそれをされているということは日常茶飯事、毎日のように職員の方々が見ていたわけなんです。そういう中で、そういう客観的な事実を集めた中での認定というのはやはり不可能だったんでしょうか。

○安保友博委員長 松本証人。

○松本武洋証人 当時の認識としては、今回のハラスメントに関する処理というんでしょうかね、一連の処理がありますが、あれは弁護士とも相談しながら、できるぎりぎりのところというのはこのラインだろうということで判断をしたものでございます。

それから、ハラスメントの対応に対してでございますけれども、私としては度々その本人に関して強く叱責はしたわけでありまして、諸報告を拝見するに、私が叱責をしたことによって、またその部下がどなられたりしたということがあったということが後から分かりまして、これは本当に心を痛めて、大変申し訳ないことをしたなというふうに思っております。ハラスメントの加害者に対する対応として、十分に部下の安全に配慮をしない中で叱責をするという

ことになってしまったというふうに私は思っておりますので、これは当時の対応として不十分だったというふうに思っております。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかにありませんので、以上にて松本武洋証人に対する尋問は終了とさせていただきます。

松本証人、本日は大変長い時間にわたりましてありがとうございました。これにて退室いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

以上で、本日予定しておりました証人尋問は全て終了しました。

次に、その他として、中間報告書に対する東内元職員からの意見書について、3月11日に收受しましたことを御報告いたします。

次に、次回の日程について確認いたします。

次回の日程につきましては、改めて調整をし、周知したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

本日の案件は以上になります。

そのほか委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

長時間にわたりましてお疲れさまでした。

午後 5時02分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博